

議案第 15 号

第 3 期加西市子ども・子育て支援事業計画の策定について

第 3 期加西市子ども・子育て支援事業計画を別紙のとおり策定することについて、加西市議会基本条例（平成 22 年加西市条例第 14 号）第 11 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

(審議資料)

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づき、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とする第 3 期加西市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、加西市議会基本条例第 11 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料					令和7年3月定例会	
議案等の 件名	議案第15号		政策等 の区分	☒ 計画 ・ 事業 ・ 条例 その他(		
	第3期加西市子ども・子育て支援事業計画の策定について					
①【政策等を必要とする理由】						
子ども・子育て支援法第61条に基づき、安心して子どもを生み育てられる環境づくり、教育・保育の質の確保と提供体制の充実、地域と連携した支援を推進することで子ども・子育て支援の一層の充実を図るため、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期加西市子ども・子育て支援事業計画」を定める。						
②【検討した他の政策等の内容】						
③【他の自治体の類似する政策との比較】						
全ての市町村で策定する。						
④【総合計画における位置づけ】						
基本方針		1 子育てを応援し、暮らしを愉しむ				
政策		1 新しい家族と出会い、育むための支援の充実				
○その他の計画(該当する場合にのみ記載)						
計画名称						
策定年度						
計画期間						
⑤【関連する法令及び条例、規則】						
・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) ・加西市子ども・子育て会議条例(平成25年加西市条例第17号) 等						
⑥【政策実現に係る事業費及び財源】 (単位:千円)						
総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源		
377,059	184,656	0	0	192,403		
(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入						
⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】						
377,059千円×5ヵ年=1,885,295千円						
⑧【市民参加の状況】 ☒ 有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)						
・0～5歳の未就学児の保護者1,187人、小学生の保護者1,471人を対象にアンケート調査を実施 ・保護者、子育て関係機関、地域代表、学識者等で構成する子ども・子育て会議にて計5回の審議を実施 第1回 R5年11月30日 第2回 R6年3月26日 第3回 R6年7月18日 第4回 R6年10月31日 第5回 R7年1月29日 ・パブリックコメントを実施 期間 令和6年11月26日から令和6年12月20日まで 意見数0件。						
⑨【政策の効果予測】						
・すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の実現 ・施設整備を計画的に進め、安全・安心な環境を実現 ・子育て家庭の不安や孤立感を解消し、妊娠期から安心して子育てができる環境の実現						
担当部局		担当課		添付資料の有無		
教育委員会		こども未来課		☒ 有 ・ 無		

第3期加西市子ども・子育て支援事業計画



安心して子どもを生み育てられる加西市づくり

令和7年3月

加西市

はじめに

本市においては、第6次加西市総合計画に掲げる「子育てを応援し、暮らしを愉しむ」を切り口として、子どもや子育てを支えることは未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つという思いから、「5つの無料化」や「加西の教育3本の矢」などを通して「住み続けたい、子育て応援のまちづくり」を推進してきました。

そのような状況のなか、結婚や出産・子育てに関する希望が叶う社会の実現に向けて、妊娠期から子育て期にかけてのきめ細やかな支援を進め、地域社会全体で子ども・子育て支援を推進していくため、この度「第3期加西市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、「安心して子どもを生み育てられる加西市づくり」の基本理念のもと、妊娠・出産期から学童期までのすべての子どもや子育て家庭を切れ目なく支援するために、5つの目標（安心プロジェクト）を掲げ、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間中に推進する各種施策を取りまとめています。

今後、本計画に基づき、全ての子どもが健やかに成長することができ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができる地域社会の実現に努めてまいりますので、市民の皆様をはじめとする関係者の方々の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、熱心に協議いただきました加西市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケートに際して貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の方々に深くお礼申し上げます。

令和7年3月

加西市長 高橋 晴彦

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間	3
4. 計画策定体制と経過.....	3
5. 計画策定にあたってふまえるべき事項	4
6. 本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	6
第2章 計画の基本的な考え方	8
1. 基本理念	8
2. 基本的な視点	8
3. 施策の体系	10
第3章 計画の推進	11
1. 行政機関の連携	11
2. 市民や地域との連携.....	11
3. 子育て支援に関する情報提供と周知	11
4. 計画の進行管理	11
5. 計画の評価	12
第4章 子ども・子育て支援における本市の取り組み	14
1. 安心プロジェクトⅠ 家計が安心	14
2. 安心プロジェクトⅡ 教育・保育が安心.....	17
3. 安心プロジェクトⅢ 生活の安心.....	20
4. 安心プロジェクトⅣ 相談できて安心	21
5. 安心プロジェクトⅤ 「みんなでつくる」加西の安心	24
第5章 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供	26
1. 教育・保育提供区域の設定	26
2. 幼児期の教育・保育の見込みと確保内容・実施時期	26
3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の見込みと確保内容・実施時期	28
4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期	29
資料編	39
1. 統計からみる本市の現状	39
2. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析	50
3. 第2期計画の進捗状況	61
4. 計画策定の経緯	67
5. 令和6年度 加西市子ども・子育て会議委員名簿	68
6. 子ども・子育て会議条例.....	69
7. 用語集	71

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成 27 年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進してきました。

中でも、全国的な課題となっていた待機児童については、「子育て安心プラン」（平成 29 年6月）等に基づき保育の受け皿の整備が進められた結果、令和5年4月現在、全国の8割以上の自治体で解消されました。

しかしながら、少子化の進行には歯止めがかからず、令和4年には統計開始以来、初めて出生数が 80 万人を下回りました。国立社会保障・人口問題研究所が平成 29 年に発表した推計では、出生数が 80 万人を下回るのは令和 15 年と予測されており、予測以上の速さで少子化が進行している状況がみられます。

また、子どもを取り巻く状況に目を向けると、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策による外出自粛や行動制限による交流また交友機会の激減は、子どもや子育て世代の孤独・孤立を加速させ、令和4年には児童虐待相談や不登校※、児童生徒の自殺が過去最多となりました。

このように、子どもや子育て世帯を取り巻く状況の厳しさが増す中で、様々な困難や課題に対応するため、令和4年6月には「児童福祉法」が改正され、子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援体制の強化を目的としたこども家庭センター※の設置や児童相談所の機能強化が明記されました。また、令和5年4月には「こども家庭庁」を設立するとともに、「こども基本法※」が施行され、すべての子ども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されるなど、より一層の子ども・子育て支援の充実が図られています。

このような状況の中、加西市（以下、「本市」という。）では、平成 27 年3月に「加西市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期加西市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、令和4年10月には保育料無料化をはじめとした本市独自の「5つの無料化」を開始したほか、令和6年4月母子保健・児童福祉の両機能による一体的な相談支援を行う「こどもサポートセンター」を開設しました。同年6月には「子ども・子育て支援法」等の改正により新たに創設された「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、県内でも先駆けて試行的事業を開始するなど、子どもや子育てを支える体制の充実を図ってきました。

このたび、第2期計画の計画期間が令和6年度で満了となることに伴い、近年の法改正や社会潮流、本市の子どもを取り巻く現状をふまえ、新たな課題への対応を含め、子ども・子育て支援の一層の充実を図るため「第3期加西市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定します。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、加西市総合計画の子ども・子育て支援に関連する分野の個別計画として位置づけます。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」の内容を引き継ぎ、保護者の仕事と子育ての両立支援等の内容を含んだ計画となります。

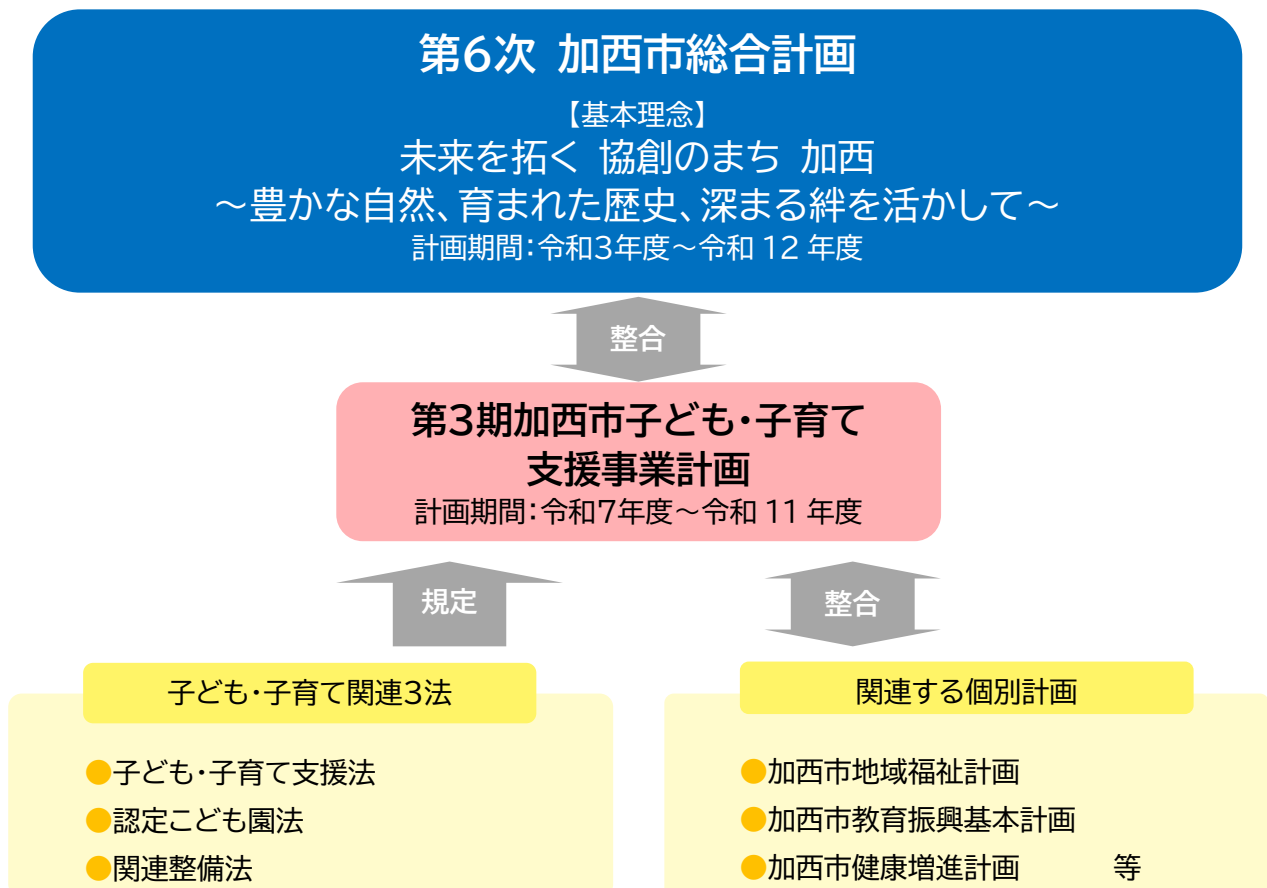
上記のように、すべての子どもの「育ち」と保護者への支援とあわせて、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するための計画とします。

(2) 計画の対象

本計画では、障がい、疾病、虐待、貧困等、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、特に妊娠・出産期から学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象とします。また、「子ども・子育て支援法」が定める就学前の教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業を対象とします。

(3) 関連計画との関係

本市の最上位計画である加西市総合計画をはじめ、加西市地域福祉計画、加西市教育振興基本計画、加西市健康増進計画等との整合を図ることとします。



3. 計画期間

「子ども・子育て支援法」において、自治体は5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされています。そのため、本計画は、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

ただし、社会情勢や市の状況、事業の進捗等をふまえて、必要に応じて計画の見直しを実施します。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
第3期計画期間									
					第4期計画期間				

4. 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳の就学前児童の保護者1,187人、小学生の保護者1,471人を対象として、「第3期加西市子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 認定こども園・小規模保育施設※対象調査

教育・保育の提供体制や子ども・子育て支援事業の充実にに向けた基礎資料とするため、認定こども園・小規模保育施設※を対象としたWEBアンケート調査を実施しました。

(3) 「加西市子ども・子育て会議」の設置

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情をふまえて実施するため、子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「加西市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(4) パブリックコメント※の実施

令和6年11月26日～令和6年12月20日にかけて、本計画の素案を市役所等の窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編71ページ以降に用語解説を掲載しています。

5. 計画策定にあたってふまえるべき事項

(1) 児童の権利に関する条約とこども基本法※について

児童の権利に関する条約は、国連で1959年に採択された「児童の権利に関する宣言」の30周年に合わせ、1989年11月20日に国連総会で採択された条約です。

この条約の中では18歳未満を「児童」と定義し、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利が示されています。

令和5年4月に施行されたこども基本法※は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、6つの基本方針が定められています。

本計画においても、児童の権利に関する条約、こども基本法※の内容をふまえ、こどもが大切にされ、愛され、保護されるまち、親子が安心して幸せに暮らせる、地域で子育て世帯を見守り支える、「こどもまんなかのまち」の実現を目指すものとします。

「こども基本法※」の6つの基本方針



1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できたりすること。
4. すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編71ページ以降に用語解説を掲載しています。

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs) について

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGs は、令和 12（2030）年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、子どもを取り巻く貧困、健康、福祉、教育等に関する課題解決に向けた方策を示す本計画でも共通する理念です。

本市は令和 4 年度に SDGs の理念に沿った基本的・総合的取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の 3 側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、「SDGs 未来都市」に選定されており、子ども・子育て支援においても、いつまでも暮らし続けたいと感じられる持続可能なまちの実現に向けた取り組みを推進します。

■SDGs の 17 の目標



■SDGs 未来都市 加西市 オリジナルロゴマーク



SDGs未来都市
加西市

6. 本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

(1) 教育・保育の充実

少子化対策の一環として全国で令和元年 10 月から開始された年少(3歳児クラス)以降の児童の保育料無償化や、共働き家庭の増加、また、令和 4 年 10 月に本市独自の支援施策として開始した保育料無償化の影響もあり、0歳児を含めた低年齢の子どもの保育ニーズが増加しています。

実際に、アンケート調査結果や、施設の利用状況からみても、1歳以降の教育・保育施設の利用割合が約7割となるなど、子どもの保育施設の利用率の増加が顕著です。また、アンケート調査において、教育・保育サービスを利用していない理由として「園に空きがない」との回答が約2割に達しており、就労中ではない求職中の保護者も保育サービスを利用できるよう、引き続き教育・保育の提供体制の充実が求められます。

同様に、学童保育においても利用児童割合が増加傾向にあり、体制の充実が求められるほか、本市では令和8年度以降に小学校の統合・再編を計画しており、学童保育においても影響があることから、学校や地域との連携のもと、児童の受け入れ体制の確保・充実を図ることが求められます。

また、学校教育の充実に関し、本市では未来の社会を担う人材を「3C次世代型人材」と名付け、①加西 BASE、②加西 STEAM、③加西 GLOBAL の取り組みを、「加西の教育 3 本の矢」として推進しており、引き続き、質の高い教育の推進とブランド力の向上に向けた取り組みが求められます。

(2) 安心して生み育てられる環境づくり

産前産後から子育て期においては、生活環境の急激な変化等により、不安や悩み、強いストレスを抱えやすい状況にあります。そのような状況が深刻化すると、産後うつ[※]の発症やネグレクト[※]等の虐待にもつながるリスクがあるため、早期に本人または周囲の見守りにより異変を察知し、相談や支援につながる体制の充実が求められます。

そのほかにも、子育てに関し様々な悩みや不安を抱える保護者の孤立の防止や、相談機会の充実に向けて、地域子育て支援拠点等を活用した保護者同士の交流の促進に取り組むとともに、令和6年度に開設した加西市こどもサポートセンター(こども家庭センター[※])を核として、妊娠期から子育て期の切れ目のない包括的な相談支援に取り組むことが求められます。

また、生活の安定のためには、保護者の子育てと仕事の両立支援も重要です。アンケート調査結果をみると、父母ともに、5年前の調査時より育児休業の取得割合が増加している事が見受けられますが、男性の家事や子育てへの一層の参画や女性のキャリアの維持・向上のためにも、企業とも連携し、育児休業や短時間勤務等の制度の利活用の促進に取り組み、それぞれの家庭が望むワーク・ライフ・バランス[※]の実現を後押しすることが求められます。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

(3) 誰もが安心して暮らせる基盤づくり

昨今の物価上昇の影響が子育て世帯にも出ています。大手保険会社が公表した子育て世帯への調査結果では9割以上が「物価高による負担を感じている」と回答しており、負担を感じる費用は、乳児のミルク代等を含む「食費」が最も多く、次いで「自宅の電気・ガス代など」となっています。

子どもを安心して生み育てられるよう、子育て世帯の経済的負担軽減に向けて、引き続き「5つの無料化」等の経済的支援に取り組んでいく事が求められます。

また、子育て世帯の中でも、ひとり親世帯は経済的困難を抱えやすい状況となっており、実際に、ひとり親世帯の相対的貧困[※]率は約5割にのぼります。ひとり親世帯が抱える様々な課題や困難に対応するため、児童扶養手当の支給等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じた生活支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが求められます。

そのほかにも、「誰もが安心して暮らせる基盤づくり」のために重要なこととして、障がいのある児童生徒や、外国につながりがある家庭・児童生徒の増加に対応できる体制の充実が挙げられます。現在も、市直営の療育[※]スペース「ねひめ[※]キッズ（児童療育[※]室）」における相談・発達支援や、特別支援教育の受け入れ体制の充実、通訳者派遣等を通じた外国人保護者と教育・保育施設のコミュニケーション支援等に取り組んでいますが、今後もニーズの増加・多様化に合わせて支援の充実を図ることが求められます。

(4) 地域と連携した支援の推進

令和5年4月に施行されたこども基本法[※]の中では、年齢等に関わらずすべての子どもの尊厳や様々な権利が保障される社会づくりについて、社会全体で行う責任があると示されています。

本市においても、すべての子どもは大切にされ、人権が守られ、差別されない権利があることを筆頭に、こども基本法[※]に掲げられた理念に基づいた政策を推進すること、また、教育・保育施設や学校、子育て世帯もそうでない世帯も一体となって、子どもの幸福な生活を担保する「こどもまんなか」の地域づくりを推進することが求められます。

本市では、地域のボランティアや民間団体等の有志によって多数の「こども食堂」が開設されているほか、子どもの学習支援事業に関する取り組み等が推進されています。また、ファミリー・サポート・センター[※]を通じた住民同士の互助活動や、民生委員・児童委員[※]等が中心となった見守り・相談活動など、多くの住民や団体の協力による子育て支援が推進されています。

引き続き、「こどもまんなか」の地域づくりに向けて、地域と連携した支援に取り組むことが求められます。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

安心して子どもを生み育てられる加西市づくり



本市では、第1期計画より「安心して子どもを生み育てられる加西市づくり」を基本理念とし、子育て支援施策の充実に努めてきました。特に、子育て支援の主要施策として令和4年度より開始した本市独自の「子育て応援5つの無料化」は、アンケート調査結果からみる市民（受益者）の満足度も高く、「子どもをもう1人持ちたい」という意欲にもつながるなど、基本理念の実現に向けて大きく前進する契機となりました。

今後も、上記の基本理念のもと、令和5年度に施行された「こども基本法[※]」の内容もふまえながら、本計画の推進により、子どもの育ちと子育てを、行政をはじめ地域社会全体で支援し、子どもが健やかに育つために、子・親・地域の間がつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者が子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めます。

2. 基本的な視点

(1) 子どもの視点に立った支援

令和5年度に施行された「こども基本法[※]」では、児童の権利について定める国際条約である「児童の権利に関する条約」の理念に則り、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもの生命や人権を守るための6つの基本方針が掲げられています。

本市においても、本市で育つすべての子どもの権利を保障し、家族や地域の人々の愛情のもとに他者とのふれあいを通じて健やかに育ち、基本的な生活習慣や社会性を身に付けながら一人ひとりが自分らしくのびのびと成長し、幸せに暮らすことができる「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指します。

そのため、幼児期の健やかな成長の一助となる教育・保育については、利用を希望するすべての子どもに、分け隔てなく良質かつ適切な内容及び水準で提供できる体制の確保に努めます。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

(2) 切れ目のない支援

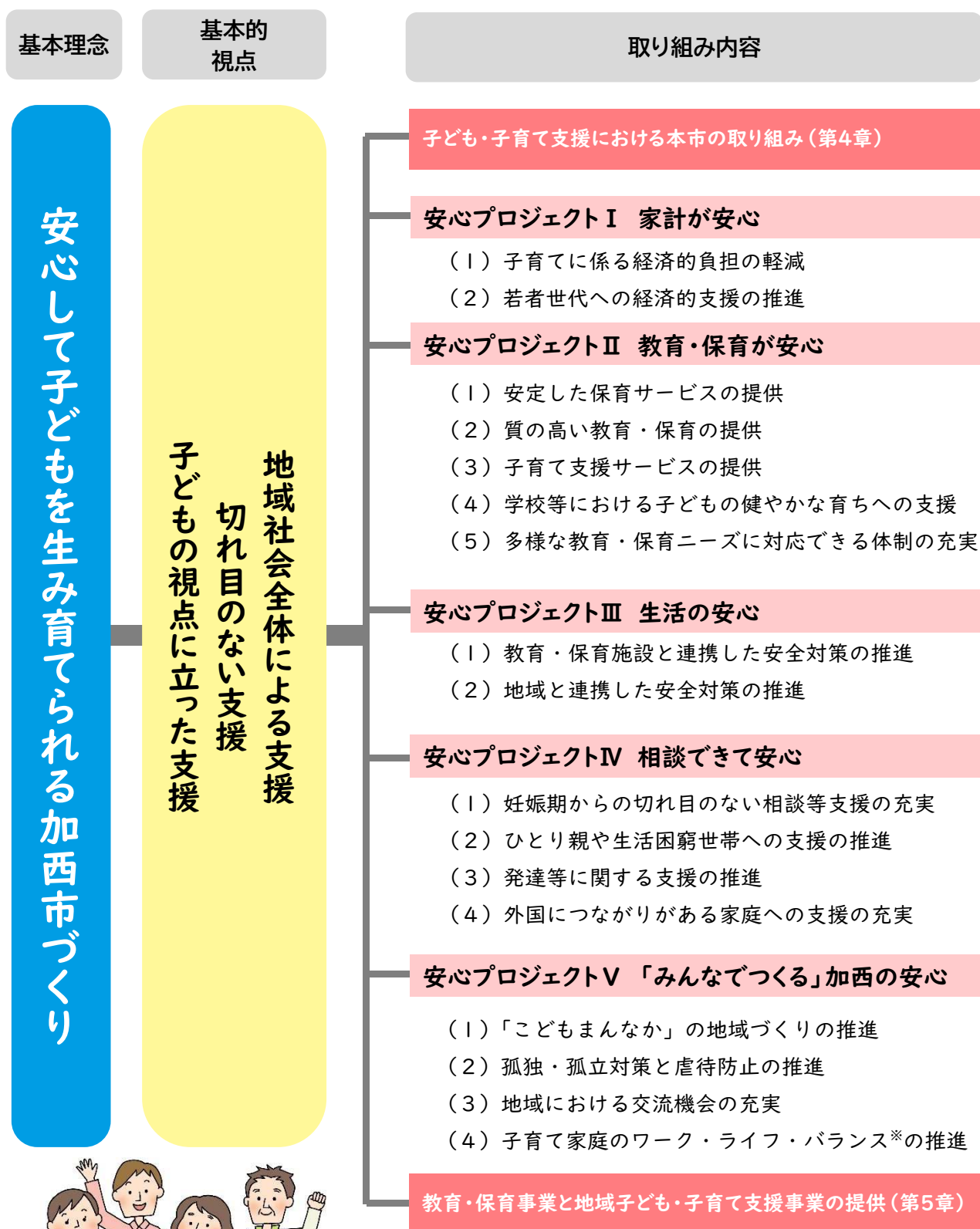
地域で安心して子育てができる環境を整えるため、行政と関係機関が連携し地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、すべての家庭及び子どもに対して妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。また、保護者は、子どもの成長や自分自身の子育て等について様々な悩みや不安を感じながら日々子育てに励んでいます。そのような保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、相談や適切な情報提供を行うことで不安の解消を図り、子どもを生み育てる喜びや楽しみを感じられるよう支援します。さらに、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びを支援します。

(3) 地域社会全体による支援

すべての子どもと家庭への支援を実現するため、行政をはじめ、地域住民、民生委員・児童委員※、学校や園、子育て支援を行う施設、企業・事業所等の社会のあらゆる分野における機関や人々の連携を推進します。また、子ども・子育て支援の意義や重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働し、見守り、支え合い、子どもや子育てへのあたたかなまなざしや思いやりを育むやさしいまちを築きます。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

3. 施策の体系



※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

第3章 計画の推進

1. 行政機関の連携

計画に掲げる取り組みは、本市が単独で実施できるもののほかに制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

2. 市民や地域との連携

子どもや子育て家庭を取り巻く認定こども園、小規模保育施設※、学校、地域住民、民生委員・児童委員※、事業者等、多様な主体がそれぞれ責任をもって子どもの育ちをサポートしていく体制の整備、そのために必要な各主体への呼びかけ、啓発、参加促進、環境整備等を行い、市民や地域との連携のもと計画を推進します。

3. 子育て支援に関する情報提供と周知

子育て家庭が必要な子育て支援サービスを適切に利用できるよう、広報紙のほか「加西市子育てハンドブック（かさい子育て応援ガイド）」による支援内容の周知や、加西市WEBサイト、加西市公式 SNS 等を通じて情報発信を行うなど、様々な媒体や機会を通じて、子育て支援に関する情報提供や周知を行います。

4. 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に、施策の実施状況について点検・評価を行うとともに、社会情勢や市の状況、事業の進捗等をふまえて、必要に応じて計画の見直しを実施します。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

5. 計画の評価

(1) 年次評価

計画の評価を推進するにあたり、各施策の進捗状況の評価・見直しを毎年行います。

(2) 評価指標による検証

本市では、市民（受益者）目線での子ども・子育て支援施策等の評価を行うことを目的として、子育て支援に関するアンケート調査をもとにした評価指標を設定しており、本計画について、以下のように目標を設定します。

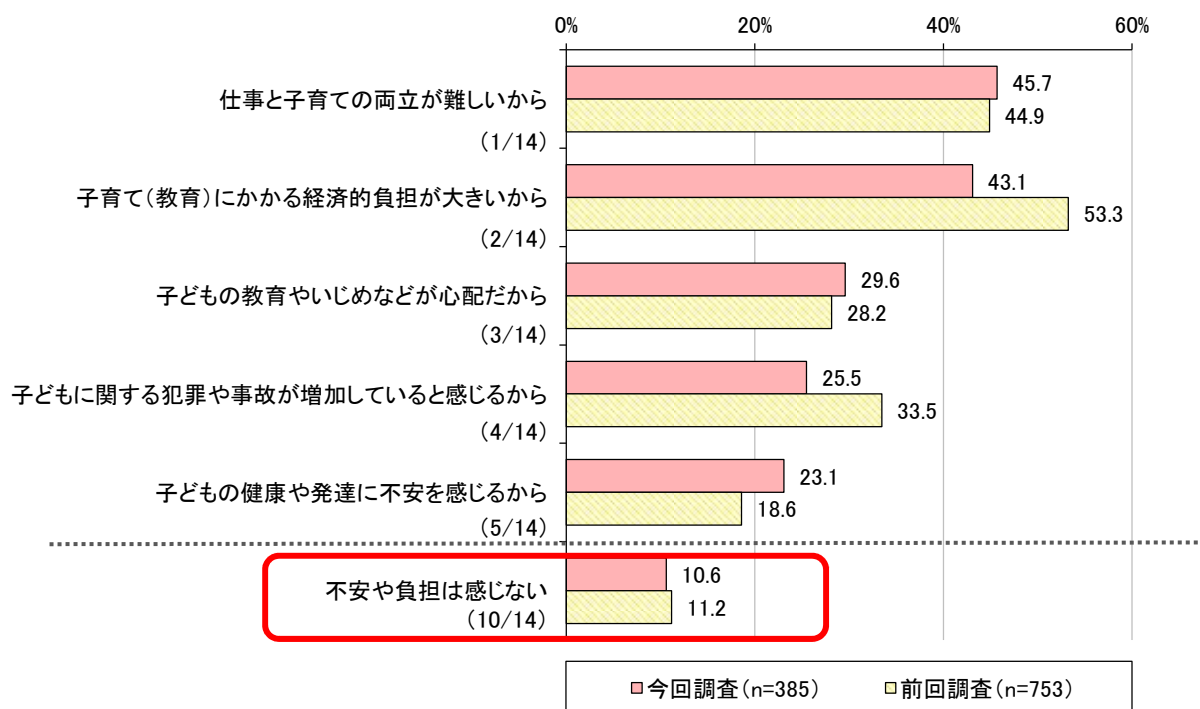
評価指標の達成状況

基本理念	評価指標		令和5年度 実績値	令和10年度 目標値
安心して子どもを生み育てられる加西市づくり	子育ての不安や負担を感じないと答えた人の割合（※）	就学前	10.6%	増加
		小学生	6.6%	増加
	本市での子育てに満足あるいはどちらかといえは満足と答えた人の割合	就学前	69.8%	増加
		小学生	54.5%	増加

※「あなたは、子育てについて不安や負担を感じますか。」という問いに対し、「不安や負担は感じない」と答えた人の割合（アンケート調査結果は次頁に掲載）

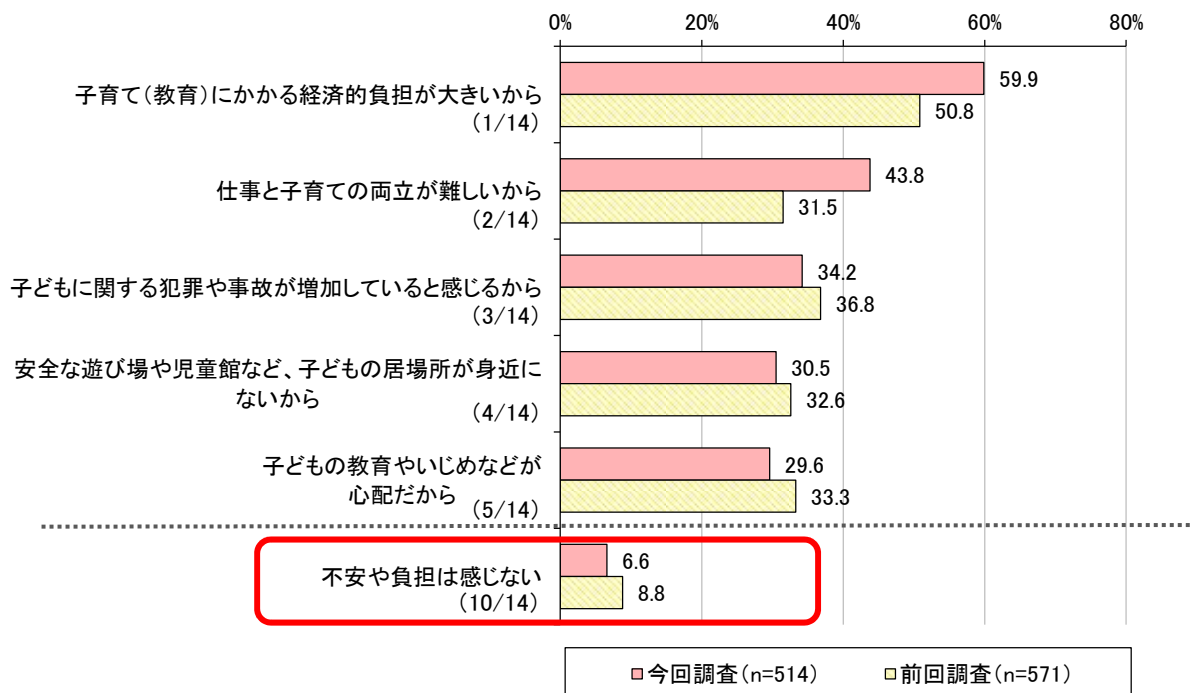
■ アンケート調査結果（就学前児童保護者）

（上位5位+「不安や負担は感じない」の調査結果を抜粋して掲載。選択肢の下段は全選択肢中の順位）



■ アンケート調査結果（小学生保護者）

（上位5位+「不安や負担は感じない」の調査結果を抜粋して掲載。選択肢の下段は全選択肢中の順位）



第4章 子ども・子育て支援における本市の取り組み

1. 安心プロジェクトⅠ 家計が安心

「5つの無料化」をはじめとした経済的支援により、
子育てにかかる「家計の安心」に取り組みます。



(1) 子育てに係る経済的負担の軽減

●「5つの無料化」の継続的实施

子育て支援として、本市が独自に取り組む「5つの無料化」について、市民ニーズに応じて継続的な実施に努めます。

〈具体的取り組み〉本市が取り組む「5つの無料化」

保育料の無料化	0歳児から5歳児までの子どもが認定こども園等に通う場合の保育料について、第1子からの無料化に取り組みます。(※)また、認可外保育施設※に通園する場合は一部補助を実施します。
給食費の無料化	認定こども園等、小中学校、特別支援学校の給食費の無料化に取り組みます。また、市内居住者で市外の園や学校を利用している場合は一部補助を実施します。
こども医療費の無料化	0歳から高校3年生(18歳に達した年度末)までのこども医療費の無料化に取り組みます。(※)
オムツ等の無料化	生後3か月から満1歳になる月までの子どもを養育する家庭を対象に、毎月1回、子育て経験のある配達員等が子育て用品を配達するとともに、子育てに関する相談支援や情報提供を行います。
病児・病後児保育の無料化	生後6か月から小学校6年生の病気療養中・病気回復期で、家庭・集団での生活が困難な子どもが病児・病後児保育を利用する場合の利用料の無料化に取り組みます。

※市内居住者で市外の園を利用する場合の保育料も無料化の対象となります。

※健康診断や予防接種に係る費用は対象外となります。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編71ページ以降に用語解説を掲載しています。

●各種手当の支給

児童手当や児童扶養手当等、児童を養育するための各種手当について、適切な支給を推進します。

〈参考〉各種手当について(※)

児童手当の支給	児童を養育している方に対し、児童が0歳から18歳に達した年度末までの間、児童手当を支給します。
児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭に対し、生活の安定と自立を目的に児童扶養手当を支給します。
特別児童扶養手当の支給	身体または精神に障がいのある児童を監護する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育する方に対し、特別児童扶養手当を支給します。
障害児福祉手当の支給	重度の心身障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障がい児に対し、障害児福祉手当を支給します。
重度心身障害者(児)介護手当の支給	在宅で概ね6か月以上寝たきりの状態にあり、日常生活において常時介護を要する重度心身障がい者(児)の介護者に対して重度心身障害者(児)介護手当を支給します。

※児童手当は令和6年度より所得制限が撤廃されていますが、その他の手当てについては、世帯の所得の状況や、児童の状況により支給額が異なります。

●出産・子育て応援給付金の支給

安心して出産・子育てができるよう、妊娠届の提出時や産後2か月頃に面談を行い、必要に応じて子育て支援サービスの紹介等を行うとともに、子育てに係る経済的負担の軽減を図ることを目的に、面談を受けた方に対して、出産・子育て応援給付金を支給します。

●新生児聴覚検査費の助成

新生児聴覚検査に要した費用の全額を助成します。

●未熟児の養育医療費の給付

市内に住所を有する身体の発育が未熟なまま生まれた乳児(未熟児)で、指定養育医療機関において入院養育を行う必要があると医師が認めた人に対して養育医療費の給付を行います。

●任意予防接種に係る費用の助成

1歳以上15歳以下のこどもと産後1年未満の産婦のインフルエンザワクチン接種に係る費用の一部を助成します。また、おたふくかぜワクチン接種についても、1歳児と年長児を対象に、費用の一部を助成します。

●高校奨学金支給事業

向学心に富み進学の意欲と能力を有しながら、経済的理由により高等学校等への修学が困難な学生を支援するため、生活保護世帯や生活困窮者世帯の子どもが高等学校に進学する際の学費について、一部給付を行います。

(2) 若者世代への経済的支援の推進

● 若者世代への家賃補助の推進

若者世代の市内への定住を促進し、持続可能かつ活力のあるまちづくりを図るため、新婚世帯や子育て世帯を含めた若者世代への家賃補助を推進します。

〈具体的取り組み〉若者世代の家賃補助について

加西市新婚世帯向け家賃補助制度	新婚世帯の加西市内への定住を促進し、活力あるまちづくりを図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯等に対して家賃の一部を補助します。
加西市若者定住促進住宅補助制度	定住人口の増加による地域の活性化を図るため、加西市内に住宅を新築または購入し居住する若者世帯や子育て世帯に対し補助金を交付します。

● 不妊症治療ペア検診費・不育症治療費の助成

妊娠を望む夫婦が不妊治療を開始する前に行う検査に係る費用を助成します。また、不育症（2回以上の流産や死産などがあること）の検査・治療を受けた夫婦に対して、経済的負担を軽減するため、治療費を助成します。

2. 安心プロジェクトⅡ 教育・保育が安心

質の高い教育・保育を推進し、
次世代を生き抜く人材の育成を図ります。



(1) 安定した保育サービスの提供

● 処遇改善をはじめとする労働環境への配慮

保育教諭等の処遇改善をはじめとした労働環境の整備・改善のため、教育・保育に係る経験豊かな者、学識経験者、社会保険労務士等の専門家を活用し、教育・保育施設等におけるキャリアパス※の構築、関連加算の取得、園内マネジメントの強化、就業規則の改善等を図ります。

● 人材確保の推進

市内私立園への就業促進を目的として、合同就職説明会（保育士・保育教諭等就職フェア）を開催します。

(2) 質の高い教育・保育の提供

● 保育教諭等の資質の向上

保育の量の確保に加え、教育・保育の質の確保を行うため、保育教諭等の資質及び専門性の向上を図るための研修を充実します。公私立園による合同研修の開催等、参加機会の拡大に努め、それぞれの教育・保育の特徴を把握しつつ、情報や課題を共有するとともに、職務能力の向上に取り組めます。

〈具体的取り組み〉関連事業について

幼児教育研修講座	市内の公私立園職員を対象に講演会を実施し、職員の専門性を高めるための研修を行います。
保育士等キャリアアップ研修会	私立園の保育教諭を対象に保育のスキルアップを目指す目的で、各分野の専門講師を招き、保育の質の向上を図る研修講座を開催します。

● 幼児教育アドバイザーの育成・配置

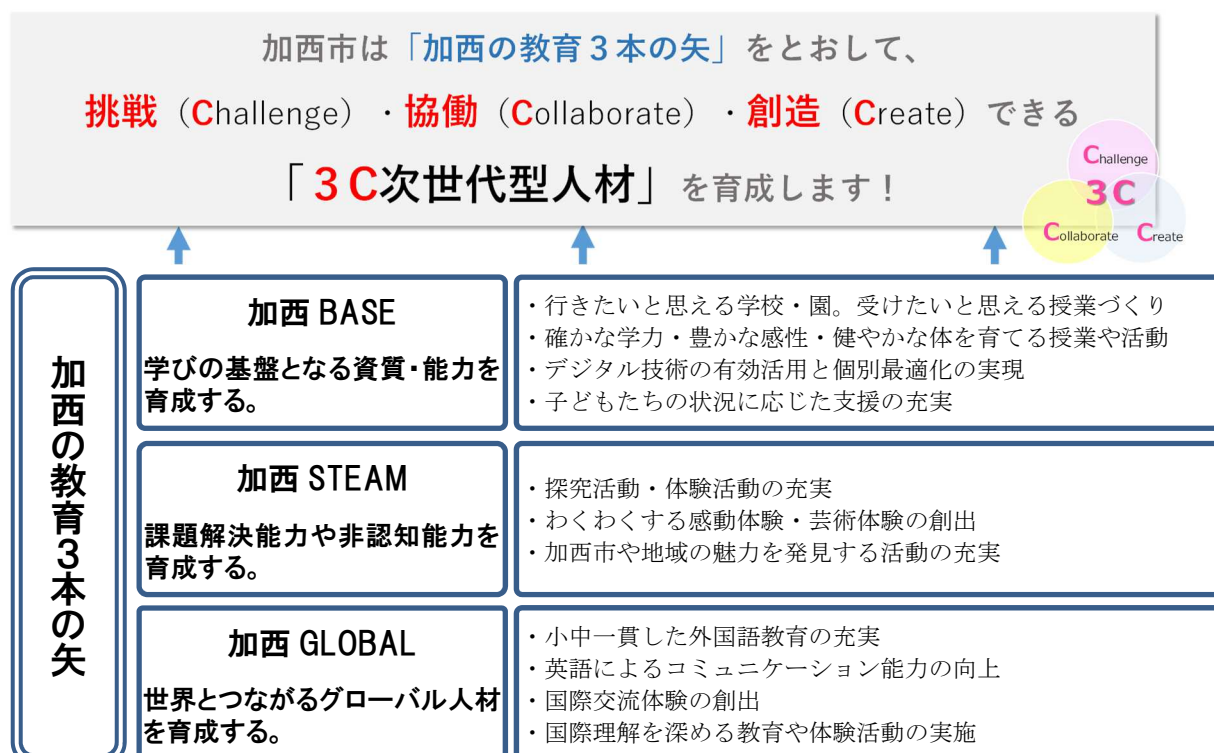
保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、教育・保育施設等への訪問支援等を通じて教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者を育成・配置します。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

●本市独自の教育による「3C 次世代型人材」の育成の推進

次の時代を切り開く、挑戦・協働・創造できる子どもの育成を目的に、市内の教育・保育施設との連携のもと、就学前の段階から「加西の教育3本の矢」に基づく教育を推進し、未来の社会を担う「3C次世代型人材」の育成を図ります。

〈参考〉「加西の教育3本の矢」と「3C 次世代型人材」について



(3) 子育て支援サービスの提供

●プレママ教室・パパママクラブの開催

妊娠5か月以降の母親と父親（育児に参加される祖父母等）が、妊娠中の生活や出産後の子育てについて体験を通して学び、産後の母親の支援や育児協力について考える機会を提供します。

●産後ケアの推進

心身ともに不安定になりやすい出産後1年までの産婦に対して、心身のケアや育児支援を行い安心して育児に取り組むことができるよう産後ケア事業を行います。また、事業を利用しやすいような体制整備を図り、利用料金の一部公費負担を実施します。

●離乳食講習会の実施

離乳食の進め方や作り方について、実際の調理をみながら学ぶことができるよう、離乳食講習会を実施します。また、乳幼児健診等の機会や市の公式 YouTube チャンネルでも離乳食の進め方等に関する情報発信を行います。

●すこやか絵本事業の実施

絵本を通じて親子のふれあいを促進することを目的に、1歳6か月健診受診者に2冊の絵本のプレゼントを行います。

(4) 学校等における子どもの健やかな育ちへの支援

● 年長児を対象とした体験入学・入学説明会の実施

年長児が学校生活や学習への憧れや期待をもって入学できるよう、小学校での授業参観・学習体験等を実施します。

● 学校と連携した相談等支援の推進

小中学校におけるSOSの出し方教育に取り組むとともに、養護教諭やスクールカウンセラー※が中心となって児童生徒が抱える様々な悩みや不安の相談を受け付け、解消を図ります。また、家庭の状況により世帯単位で支援が必要な場合、スクールソーシャルワーカー※による相談支援や、福祉的支援の調整（コーディネート）を行います。

(5) 多様な教育・保育ニーズに対応できる体制の充実

● 多様な保育ニーズに対応できる体制の充実

病児・病後児保育や一時預かりの実施について、ニーズの増加に応じた受け入れ体制の充実を図るとともに、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）による未就園児の一時預かり等、多様な保育ニーズに対応できる体制の充実を図ります。また、障がい児の保育を行うために、保育士等の加配を行った認定こども園等に対し、人件費の助成を行います。

● 学童保育園の充実

就労等により昼間保護者が家庭にいない子どもに対し、学童保育園において適切な遊びや生活の場を提供します。また、小学校の再編の計画もふまえ、学童保育園の利用ニーズの把握及び入所予測を行いながら、施設の確保や安全・安心な環境づくりに向けた施設の修繕等を実施します。

● 学童保育支援員の研修の推進

多様なニーズに対応するためには、柔軟で質の高い保育の提供が必要です。家庭に代わる子どもの安全・安心な生活の場として、支援員が育ちの支援を行えるよう、資質向上のための研修を推進します。

● 夏休み中の学童保育の受け入れ体制の充実

夏休み限定の学童保育園の利用について、ニーズに対応できる体制の整備に向けて、期間中の支援員募集の周知を推進し、人員確保に努めます。

● 家庭と学校と学童保育園の連携強化

子どもの健全な育成のためには、家庭と学校、学童保育園の連携が不可欠です。個性を尊重するとともに支援が必要な子どもの対応や健康状態など、子どもの状況を家庭や学校と共有し、子ども一人ひとりの成長を支援します。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

3. 安心プロジェクトⅢ 生活の安心

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、
教育・保育施設や地域と連携した安全対策に取り組めます。



(1) 教育・保育施設と連携した安全対策の推進

●危機管理対策の推進

教育・保育施設と連携し、誤飲[※]や誤嚥[※]による窒息、プール活動や水遊び中の事故、重大なアレルギー症状の発症、転倒や転落による事故など、想定し得る様々な事態に対し、日々の設備点検やメンテナンス等の防止に向けた環境整備を推進するとともに、有事の際に迅速かつ適切な対応ができるよう、定期的に避難訓練を実施し避難経路を明確にする等、災害時の行動が身に付くよう施設と連携した危機管理対策（緊急時の対応体制の確保等）を推進します。

●防災訓練の実施

教育・保育施設と連携し、地震や大雨等の大規模災害時を想定した避難訓練に取り組むとともに、保護者との連携のもと、教育・保育施設からの児童の引き渡し訓練を実施します。

●通学時の安全確保の推進

令和8年度からはじまる小中学校の再編に伴い、遠方から通学する児童生徒が増加することから、通学中の児童の安全確保に向けて、順次、スクールバスの導入を進めます。また、令和7年度より、小学校の遠距離通学者の通学支援に取り組めます。また、通学路の安全確保に向けて、令和5年度に策定した「加西市通学路交通安全プログラム」に基づき、教育委員会や、教育・保育機関、また警察署等の関係機関との連携のもと、通学路の合同点検を行います。

(2) 地域と連携した安全対策の推進

●交通安全対策の推進

交通安全の推進に向けて教育・保育施設と連携した交通安全教育に取り組むとともに、小学生の登下校時において、こども見守り隊等の地域のボランティアと連携した見守りや、青色防犯パトロール[※]活動に取り組めます。

●防犯体制の強化

地域住民、事業所の協力を得ながら、こども 110 番の家[※]への登録と子どもの見守り活動を推進するとともに、「こども 110 番の車（本市公用車）」の活用を推進し、安全・安心に過ごせる環境づくりを推進します。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

4. 安心プロジェクトⅣ 相談できて安心

妊娠中からの切れ目のない相談支援に取り組みつつ、
世帯の状況に応じ、必要な支援を提供します。



(1) 妊娠期からの切れ目のない相談等支援の充実

●子育て応援ガイドによる情報提供の推進

子育て支援に関する様々な情報をわかりやすく提供できるよう、本市独自の子育て支援施策や、各種手当の情報、教育・保育施設や子育て支援施設、また救急時の対応等についてとりまとめた「子育て応援ガイド」を発行し、母子手帳の交付時や乳幼児健診等の場で配布します。

●乳幼児健診や発達相談の推進

乳幼児健診や発達相談の機会において育児や発達に関する相談に対応し、保護者の不安の軽減を図ります。また、必要に応じて継続的な支援を行います。

〈具体的取り組み〉本市における乳幼児健診について

2 か月児健診(先天性 股関節脱臼検診)	整形外科医師による股関節脱臼の検診と身体計測、保健師による育児相談を行います。
4 か月児健診	小児科医師による診察、保健師による発達の確認と身体計測、育児相談、栄養相談を行います。
1 歳 6 か月児健診	小児科医師・歯科医師が診察し、身体と歯の健康状態について確認を行います。また、発達や生活習慣などに関する相談を行います。
2 歳児食と歯の教室	歯が生えそろう、食事の幅の広がる2歳児の保護者を対象に、歯科衛生士と栄養士による「食と歯」に関する教室を開催します。
3歳児健診	小児科医師・歯科医師が診察し、身体と歯の健康状態や目の見え方・耳の聞こえ方の確認などを行います。また、発達や生活習慣等に関する相談を行います。
5 歳児健診	小児科医師による診察、保健師による心身の発育・発達確認、育児相談を行います。また、就学に向けて基本的な生活習慣などについて説明します。
乳幼児保健相談(予約制)	子育てや食事、子どもの発達等に不安を抱える方に対する相談支援に取り組みます。

●こどもサポートセンター（こども家庭センター※）における相談支援の推進

妊娠期の悩み事や健康管理等に関する相談を受け付けるとともに、子どもの誕生後も、18歳の成人に至るまでの様々な相談を受け、様々な地域資源を活用しながら、それぞれの子どもや家庭に適した支援の調整（コーディネート）を行います。実施にあたっては、親子の健康づくりを担当する健康課と相談・支援を担当する子育て支援課が連携して相談支援に取り組み、子ども本人からの相談も受け付けることで、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目ない支援に取り組みます。

（2）ひとり親や生活困窮世帯への支援の推進

●経済的支援の推進

ひとり親世帯や生活困窮世帯に対して、世帯の状況に応じて医療費の助成、児童扶養手当の支給など、経済的支援を実施します。

●ひとり親世帯の経済的自立に向けた支援の推進

母子・父子自立支援員による相談体制を充実させ、ひとり親家庭の生活全般に関わる相談に応じるとともに、母子・父子寡婦※福祉資金の貸付や、職業能力開発のための資格取得費用の支給等を行い、就業を軸とした自立に向けた支援や情報提供に努めます。

●子どもの貧困対策の推進

母子家庭において、子どもが適切な権利として養育費を受け取ることができるよう、養育費の取り決め及び受け取りを保障する契約の締結に必要な経費の補助を推進します。

（3）発達等に関する支援の推進

●発達相談等の充実

ことばの遅れや、落ち着きのなさ、こだわり等、発達に関連した悩みや困りごとについて、乳幼児健診やねひめ※キッズ等を通じた相談支援を推進するとともに、必要に応じて療育※や福祉サービスの利用開始につなげます。

●障がいの早期発見・早期支援の推進

発達障がいを含め、支援が必要な子どもの早期発見や早期支援につなげられるよう、教育・保育施設及び学校と連携し、必要に応じて保護者への助言や専門機関の受診勧奨に取り組みます。

●ねひめ※キッズにおける支援の推進

子どもの心身の発達に不安を抱える親と子どもに対し、ねひめ※キッズ（児童療育※室）において、専門家（保健師・公認心理師・言語聴覚士・作業療法士）による相談支援や発達支援に取り組むとともに、同じ立場の人と交流できる機会の提供を推進します。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

〈具体的取り組み〉ねひめ※キッズにおける取り組みについて

子育て相談	育児の悩みや、子どもの発達に関する心配や不安に関し、保健師・子育て支援員による相談支援を行います。
子どもの発達相談	子どもの発達に不安がある方や、子どもへの関わり方に悩んでいる方に対し、公認心理師による相談支援を行います。
お口とことばの相談	ことばの発達や発音・コミュニケーションに関する悩みや、噛まない・噛み切れない・飲み込みにくいなど食べ方の悩みを抱える親子に対し、言語聴覚士による相談支援を行います。
運動発達相談	運動が苦手、姿勢が崩れやすいなど運動発達に悩んでいる親子に対し、作業療法士による相談支援を行います。
療育※相談	発達に不安を抱える親子で専門的な相談支援等を希望される方に対し、公認心理師による発達検査や心理相談、医師による診察と相談を行います。
むぎの会	発達に不安を抱える親子が集い、保健師等による支援のもと、集団遊び等を行い、心身の発達の促進を図ります。

●特別支援教育の充実

一人ひとりの状況に応じた特別支援教育の推進に向けて、各種研修を通して、教員の専門性の向上と専門的な知識や技能のある専門員の確保と養成に努めます。さらに、交流及び共同学習による理解教育の推進を図ることにより、自立と社会参加に向けた取り組みを進めます。

(4) 外国につながりがある家庭への支援の充実

●多言語に対応した情報発信やコミュニケーション支援の推進

「広報かさい」について、中国語など 10 言語への翻訳や音声読み上げができる多言語対応サービスアプリ「Catalog Pocket (カタログポケット)」によるデジタル配信を行い、市内在住外国人に対し、子育て支援に関する情報や生活に必要な情報の伝達を図ります。また、市役所窓口（市民課等）で、タブレット端末を活用し、多言語によるコミュニケーション体制の強化を図るとともに、正確な意思疎通が特に重要となる医療現場に関して、市立加西病院において、医療通訳（FACIL）システムを導入し、安心して受診（診察）できる体制づくりに取り組みます。

●市内在住外国人への学習支援の推進

在住外国人のための学習支援として、NPO 法人「加西市国際交流協会」やボランティア団体等と連携した日本語学習の機会の充実に取り組むとともに、宿題教室を開室し、基礎学力の定着に努めます。

●多文化共生の地域づくりの推進

在住外国人にとっても暮らしやすいまちとなるよう、学習支援や生活情報の多言語化を進めるとともに、NPO 法人への支援と連携による市民レベルでの交流活性化を図ります。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

5. 安心プロジェクトⅤ 「みんなでつくる」加西の安心

子ども・子育て家庭の孤独・孤立を防ぎ、みんなで見守り支える
「こどもまんなか」の地域づくりを進めます。



(1) 「こどもまんなか」の地域づくりの推進

●ファミリー・サポート・センター※を中心とした互助活動の推進

地域全体で子育て家庭を支え、安心して子育てできる環境づくりに向けて、「ファミリー・サポート・センター※」を核とした住民どうしの互助活動を推進します。また、子どもの一時預かりや教育・保育施設への送迎など、多様なニーズに対応できるよう、引き続き協力会員の確保に努めます。

●子育てに関するボランティア活動への支援

子どもの学習支援を実施するほか、こども食堂等、子どもに関するボランティア活動を推進する団体について、活動内容の周知や支援を行います。

●コミュニティ・スクール※の推進

本市では、学校・家庭・地域が連携して「どんな子どもたちを育てたいか」「どんな学校にしたいか」という目標やビジョンを共有し、地域全体で子どもの成長を支える基盤をつくるため、令和5年度より市内全小・中・特別支援学校にコミュニティ・スクール※を導入しています。学校運営協議会（かさいコミスク）を中心に、家庭・地域とともに学校の様々な課題の解決に向けた協働による活動を推進します。

(2) 孤独・孤立対策と虐待防止の推進

●児童虐待防止対策の推進

広報かさいやホームページ等を通じて児童虐待防止に関する啓発を推進するとともに、こどもサポートセンター、要保護児童対策地域協議会※、警察、教育・保育施設等との連携を密にし、子育てを応援する地域づくりを進めます。また、虐待の早期発見や未然防止に向けて、「児童虐待防止対応・ヤングケアラー※支援マニュアル」をホームページ上で公開し、普及啓発を図ります。

●要保護児童対策地域協議会※との連携

要保護児童対策地域協議会※を設置し、「子どもはみんなで育てる宝物」という基本理念のもと、関係機関と地域社会がネットワークを組んで、すべての子どもが健全に育成されるよう児童虐待防止に係る取り組みや、養育支援が必要な世帯への支援事業（※）を推進します。

※子ども・子育て支援事業の養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業等が該当事業になります。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

(3) 地域における交流機会の充実

●「つどいの広場」や「子育て広場」の利活用の推進

未就園児の保護者に、親子のふれあい、親同士の交流、育児の不安や悩みを相談する場として「つどいの広場」を開催するとともに、市内のこども園と連携して「子育てひろば（園庭開放）」を開催し、子育て家庭の交流機会の充実を図ります。

●図書館における交流の推進

図書館において、親子で楽しめるおはなし会「えほんのひろば」や、ボランティアによる絵本の読み聞かせ「おはなし会」を開催することで、子育て家庭の交流機会の充実を図ります。

●かさいこども広場&パパママオフィス「アスモ」における交流の推進

「遊戯施設」「テレワークセンター」「一時預かり」の機能が融合した『かさいこども広場&パパママオフィス「アスモ」』において、子育て世帯の多様なニーズに応える交流イベントや、季節に応じたイベント等の企画・運営を行い、子育て家庭の交流機会の充実を図ります。

(4) 子育て家庭のワーク・ライフ・バランス※の推進

●働きやすい環境の整備やワーク・ライフ・バランス※の推進

令和5年に「こども未来戦略※」において示された、2歳以下の子どもの保護者の出社・退社時刻の調整やテレワーク等の措置、時短勤務の利活用といった、働きやすい環境の整備やワーク・ライフ・バランス※の推進に関する取り組みについて、対象となる保護者が積極的に活用できるよう、企業に対する周知・啓発を推進します。

●男性の育児参加の促進

市内企業と連携し、男性の育児休業制度の整備や育児休業の取得を後押しし、男性が育児に参加しやすい環境の整備を推進します。

●女性の就業支援の推進

ハローワーク等の関係機関と連携した女性のためのスキルアップ講座の開催等を行い、女性の就業・再就職支援を推進します。また、関係機関と連携し、事業計画やマーケティング、税務、労務に関する講座の実施、クラウドファンディング※に関するセミナー等の開催や広報を行い、創業・起業を目指す女性の支援を行います。

●かさいこども広場&パパママオフィス「アスモ」の利活用の推進

かさいこども広場&パパママオフィス「アスモ」では、超高速 Wi-Fi や防音個室ブース、大判印刷が可能なプリンター等が整備されたテレワークセンターや、土日も利用可能な貸会議室が設置されているほか、保育士による一時預かりを実施しており、就労中の保護者の多様なニーズに応える体制が整備されています。多くの子育て家庭に利用いただけるよう、施設の利便性に関する周知を行うとともに、趣味や仕事にも活用できるデザインスキルの向上に向けた講座の開催等に取り組めます。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

第5章 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定し、区域ごとに事業の必要量を定める必要があるとしています。

本市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズをふまえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2. 幼児期の教育・保育の見込みと確保内容・実施時期

(1) 本市の教育・保育の現状

本市の教育・保育の現状

		単位	合計	令和6年度		
				1号 (教育利用)	2号 (保育利用)	3号 (保育利用)
児童数(A)		人	1,183	73	681	429
提供量(定員)(B)		人	1,402	164	793	445
充足率(A/B)		%	-	44.5	85.9	96.4
提供量 (定員)	認定こども園	人	1,347	164	793	390
	小規模保育施設※	人	55	-	-	55
	合計	人	1,402	164	793	445

※4月1日現在

教育・保育給付の認定区分について

子どもの年齢＋保育の必要性の有無(保護者の就労状況等を基に判断)によって、1号～3号までの認定区分があります。

- 1号: 子どもの年齢が満3歳以上で保育に必要な事由に該当しない児童のこと。
- 2号: 子どもの年齢が満3歳以上で保育に必要な事由に該当する児童のこと。
- 3号: 子どもの年齢が0歳～満3歳未満で保育に必要な事由に該当する児童のこと。

(2) 教育・保育のニーズ量の算出

① ニーズ量の算出方法

本計画では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、それに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。ニーズ量は、「第3期加西市子育て支援に関するアンケート調査」や、これまでの教育・保育の提供実績、今後の児童数の推移等をふまえて算出しています。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

(3) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

本市の教育・保育事業について、すべての幼稚園・保育所を認定こども園化した成果もあり、1号～3号認定のすべてにおいて、ニーズ量に対して提供量が上回っています。

令和7年度以降も安定的な教育・保育の提供を推進し、待機児童数ゼロの維持を目指します。

しかしながら、今後児童数の減少に伴い、3歳以上の1号認定・2号認定において、提供量（確保方策）とニーズ量の乖離が大きくなることが想定されるため、必要に応じて、公立園の再編等を検討します。

①令和7年度

教育・保育の提供体制（令和7年度）

	単位	1号	2号	3号		
				0歳児	1歳児	2歳児
児童数推計	人	695		180	199	221
ニーズ量	人	79	611	74	140	176
提供量(定員)	人	164	783	74	149	216
過不足分(提供量－ニーズ量)	人	85	172	0	9	40

②令和8年度

教育・保育の提供体制（令和8年度）

	単位	1号	2号	3号		
				0歳児	1歳児	2歳児
児童数推計	人	668		177	195	206
ニーズ量	人	76	587	73	137	164
提供量（定員）	人	164	783	74	149	216
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	88	196	1	12	52

③令和9年度

教育・保育の提供体制（令和9年度）

	単位	1号	2号	3号		
				0歳児	1歳児	2歳児
児童数推計	人	652		172	190	202
ニーズ量	人	74	573	71	133	161
提供量（定員）	人	164	783	74	149	216
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	90	210	3	16	55

④令和 10 年度

教育・保育の提供体制（令和 10 年度）

	単位	1号	2号	3号		
				0歳児	1歳児	2歳児
児童数推計	人	646		168	186	198
ニーズ量	人	74	567	69	130	158
提供量（定員）	人	164	783	74	149	216
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	90	216	5	19	58

⑤令和 11 年度

教育・保育の提供体制（令和 11 年度）

	単位	1号	2号	3号		
				0歳児	1歳児	2歳児
児童数推計	人	623		166	181	193
ニーズ量	人	71	547	68	127	154
提供量（定員）	人	164	793	74	149	216
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	93	246	6	22	62

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の見込みと確保内容・実施時期

（1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の確保の内容及びその実施時期

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、認定こども園等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、認定こども園等において一時的な預かりを行い、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、子どもや保護者の心身の状況、養育環境を把握し、子育てに関する助言、情報提供等の援助を行う事業です。

令和8年度より全市区町村で開始される新たな給付事業ですが、本市においては、県内でもいち早く、令和6年度より試行的事業を実施しています。アンケート調査結果からも利用ニーズの高さがうかがえることから、教育・保育施設と連携し、事業の安定的な供給を推進します。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の提供体制（令和8年度～令和 11 年度）

	単位	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量（0歳）	人	6	6	6	6
ニーズ量（1歳）	人	3	3	3	2
ニーズ量（2歳）	人	1	1	1	1
提供量	人	10	10	10	9
過不足分（提供量－ニーズ量）	人	0	0	0	0

4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期

(1) 時間外保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、認定こども園等で、通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。

時間外保育事業は計画期間中に減少していく見込みです。既存の施設において十分に保育ニーズを満たすことができているため、確保方策は現状維持とします。

時間外保育事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人	164	164	167	170	171
実施箇所数(確保方策)	箇所	13	13	13	13	13
提供量	人	164	164	167	170	171
過不足分(提供量-ニーズ量)	人	0	0	0	0	0

(2) 学童保育(放課後児童健全育成事業)

事業概要

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業期間中にも実施します。

学童保育は利用児童割合が増加傾向にあり、全体の提供量は充足されているものの、地域によっては待機児童が発生しています。待機児童が発生している地域においては施設整備により提供量の確保を図ります。また、令和8年度以降の小学校の再編をふまえたニーズの把握や入所予測を行い、施設の確保や安全・安心な環境づくりに向けた施設修繕等を実施します。

学童保育(放課後児童健全育成事業)の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人	421	414	401	387	390
	1年生	138	139	129	126	141
	2年生	113	120	119	110	107
	3年生	110	93	99	99	92
	4年生	38	41	33	33	32
	5年生	14	13	14	11	12
	6年生	8	8	7	8	6
実施箇所数(確保方策)	箇所	11	8	8	7	7
提供量	人	421	414	401	387	390
過不足分(提供量-ニーズ量)	人	0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業

事業概要

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

子育て短期支援事業は、年々増加する見込みです。これまで委託していた乳児院や児童養護施設に加えて、ショートステイ里親へも依頼し、保育ニーズを満たすよう、確保していきます。

子育て短期支援事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人日	40	45	50	55	55
実施箇所数（確保方策）	箇所	17	17	17	17	17
提供量	人日	40	45	50	55	55
過不足分（提供量－ニーズ量）	人日	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業の利用は計画期間中に減少していく見込みです。既存の施設において十分にニーズを満たすことができているため、確保方策は現状維持とします。

地域子育て支援拠点事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人日	5,212	5,021	4,899	4,795	4,691
実施箇所数（確保方策）	箇所	4	4	4	4	4
提供量	人日	5,212	5,021	4,899	4,795	4,691
過不足分（提供量－ニーズ量）	人日	0	0	0	0	0

(5) 幼稚園型一時預かり事業

事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する方を対象に実施する事業です。

就労する保護者の増加に伴い、ニーズは増加傾向にあります。既存の施設において保育ニーズを満たすことができているため、確保方策は現状維持とします。

幼稚園型一時預かり事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人日	1,947	1,873	1,824	1,824	1,750
実施箇所数(確保方策)	箇所	11	11	11	11	11
提供量	人日	1,947	1,873	1,824	1,824	1,750
過不足分(提供量－ニーズ量)	人日	0	0	0	0	0

(6) 一時預かり事業(幼稚園型以外)

事業概要

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間に、認定こども園やその他の場所で一時的に預かる事業です。

比較的低年齢の段階から認定こども園等に入所する児童が増えたことにより、未就園児を中心とした一時預かりのニーズは横ばい～減少傾向にあります。確保方策は現状維持とします。

一時預かり事業(幼稚園型以外)の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人日	570	548	535	527	512
実施箇所数(確保方策)	箇所	10	10	10	10	10
提供量	人日	570	548	535	527	512
過不足分(提供量－ニーズ量)	人日	0	0	0	0	0

(7) 病児・病後児保育事業

事業概要

病気や病後回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

新型コロナウイルス感染症が2類から5類に引き下げになった令和5年度より利用者が急増していますが、令和5年度以降も一定の保育ニーズを満たすことができています。多様化するニーズに対応できるよう、現在の病児対応型に加え、体調不良児対応型の病児保育の実施に向けた検討・協議を進めます。

病児・病後児保育事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人日	473	451	434	417	396
実施箇所数(確保方策)	箇所	3	3	3	3	3
提供量	人日	737	715	698	681	660
過不足分(提供量－ニーズ量)	人日	264	264	264	264	264

(8) ファミリー・サポート・センター※

事業概要

子育て中の保護者が仕事や急な用事などで子どもの世話ができない時に、一時的・臨時的に地域の協力会員(※)が子育てを支援する、会員同士の相互援助活動(有料)です。

ファミリー・サポート・センター※は現在の体制で十分に保育ニーズを満たすことができているため、確保方策は現状維持とします。協力会員の増加に向けて取り組むとともに、研修会や講習会を通して会員のスキル向上を図ります。

ファミリー・サポート・センター※の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人日	116	113	111	108	104
提供量	人日	116	113	111	108	104
過不足分(提供量－ニーズ量)	人日	0	0	0	0	0

※協力会員:子育ての支援ができる人

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

(9) 利用者支援事業

事業概要

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。利用者支援事業には「基本型」「特定型」「こども家庭センター※型」「妊婦等包括相談支援事業型」の4類型があります。

基本型の利用者支援事業は、地域子育て支援拠点等において、「利用者支援」と「地域連携」をともに行う事業です。特定型の利用者支援事業は、主に市の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行う事業です。

利用者支援事業の提供体制（基本型・特定型）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数（確保方策）	箇所	1	1	1	1	1

こども家庭センター※型の利用者支援事業は、加西市こどもサポートセンターにおいて妊娠期から健康管理等に関する相談を受け付け、出産後も支援が必要な子どもや家庭に対して、18歳の成人に至るまで切れ目なく相談に応じます。現在、児童福祉機能と母子保健機能は設置場所が分かれています。両機能の連携・協働を深めるために同一施設への集約を図ります。

利用者支援事業の提供体制（こども家庭センター※型）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数（確保方策）	箇所	1	1	1	1	1

妊婦等包括相談支援事業型の利用者支援事業は、妊婦や配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境、その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育て支援に関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

利用者支援事業の提供体制（妊婦等包括相談支援事業型）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	回	540	531	516	504	498
提供量	回	540	531	516	504	498
過不足分（提供量－ニーズ量）	回	0	0	0	0	0

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

(10) 妊婦健康診査

事業概要

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

少子化が懸念されますが、定数を見込んでいます。妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産が迎えられるよう各医療機関で実施します。

妊婦健康診査の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人	180	177	172	168	166
	回 (健診回数)	2,322	2,283	2,219	2,167	2,141
実施体制(確保方策)	-	実施場所:各医療機関				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境を把握し、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の対象児童数は少子化に伴い減少していく見込みです。民生委員・児童委員※協議会への委託により実施します。

乳児家庭全戸訪問事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数(児童数の推計値)	人	180	177	172	168	166
実施体制(確保方策)	-	実施機関:加西市(民生委員・児童委員※協議会)				

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

(12) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会※その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

該当事業として「養育支援訪問事業」「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の5つの事業があります。

① 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、専門的な助言や相談支援を行う事業です。

養育支援訪問事業の対象児童は計画期間中一定数を見込んでおり、助産院等への委託により実施します。

養育支援訪問事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数	人	30	30	30	30	30
実施体制（確保方策）	-	実施機関：加西市（まつだ助産院等）				

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の構成員の連携強化を図るとともに地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための取り組みを推進します。

③ 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

家事や子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー※等がいる家庭を訪問支援員等が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、育児や家事に関する支援等を実施する事業です。

訪問支援員が家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。今後増加が見込まれ、訪問介護事業所等への委託により実施します。

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

子育て世帯訪問支援事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人日	20	25	30	35	40
提供量	人日	20	25	30	35	40
過不足分(提供量-ニーズ量)	人日	0	0	0	0	0

④児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に課題を抱える家庭や、学校に居場所のない児童に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

※本市においては、事業実施の場所や人材の確保が困難なため実施しない方針とします。また、市民ニーズに応じて必要な場合、計画の中間見直しを検討します。

⑤親子関係形成支援事業

事業概要

親子関係形成支援事業は、児童との関わり方や子育てに悩み、また不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方などの知識並びに方法を身につけることを目的に、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談・助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩み並びに不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得するためのペアレント・トレーニングを実施します。

親子関係形成支援事業の提供体制

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	人	—	5	5	5	5
提供量	人	—	5	5	5	5
過不足分(提供量-ニーズ量)	人	—	0	0	0	0

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

低所得で生計が困難である家庭の子どもが認定こども園等に通園する際に、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等（実費徴収額）を補助することによって円滑な認定こども園等の利用を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

(14) 多様な主体が参画することを促進するための事業

事業概要

民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると同時に、過剰供給を避け、事業者が採算性を確保し、経営の安定性を維持することも重要であることから、本市の実情や需給の状況を十分に把握したうえで民間事業者の参入を促進します。

(15) 産後ケア事業

事業概要

出産後1年未満の母子に対し、心身の安定や育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

令和7年度より兵庫県医師会との集合契約により事業を実施することにより、事業の安定的な供給と利便性の向上を図ります。

産後ケア事業の提供体制

	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
ニーズ量	人日	270	270	270	270	270
提供量	人日	270	270	270	270	270
過不足分(提供量－ニーズ量)	人日	0	0	0	0	0

(16) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業概要

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、認定こども園等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、認定こども園等において一時的な預かりを行い、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、子どもや保護者の心身の状況、養育環境を把握し、子育てに関する助言、情報提供等の援助を行う事業です。

本市においては、県内でもいち早く、令和6年度より試行的事業を実施しています。アンケート調査結果からも利用ニーズの高さがうかがえることから、教育・保育施設と連携し、事業の安定的な供給を推進します。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の提供体制

	単位	令和7年度
ニーズ量(0歳)	人	6
ニーズ量(1歳)	人	3
ニーズ量(2歳)	人	1
提供量	人	10
過不足分(提供量-ニーズ量)	人	0

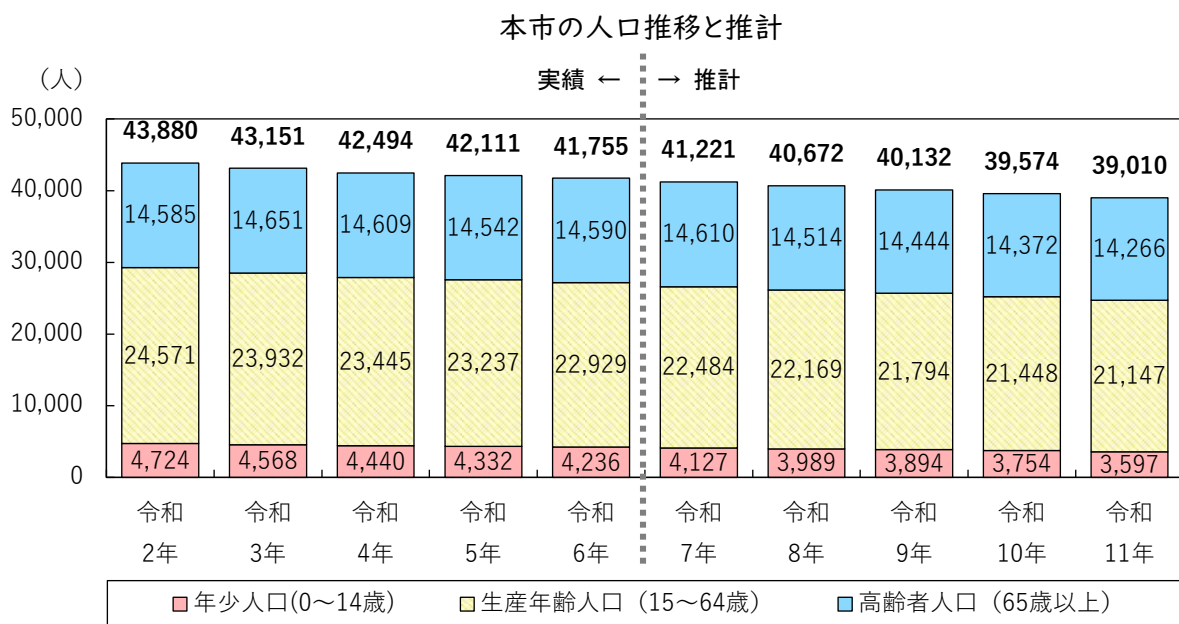
※令和8年度以降は新たな給付制度に移行するため、令和7年度の見込み量のみを掲載しています。

資料編

1. 統計からみる本市の現状

(1) 人口の推移と推計

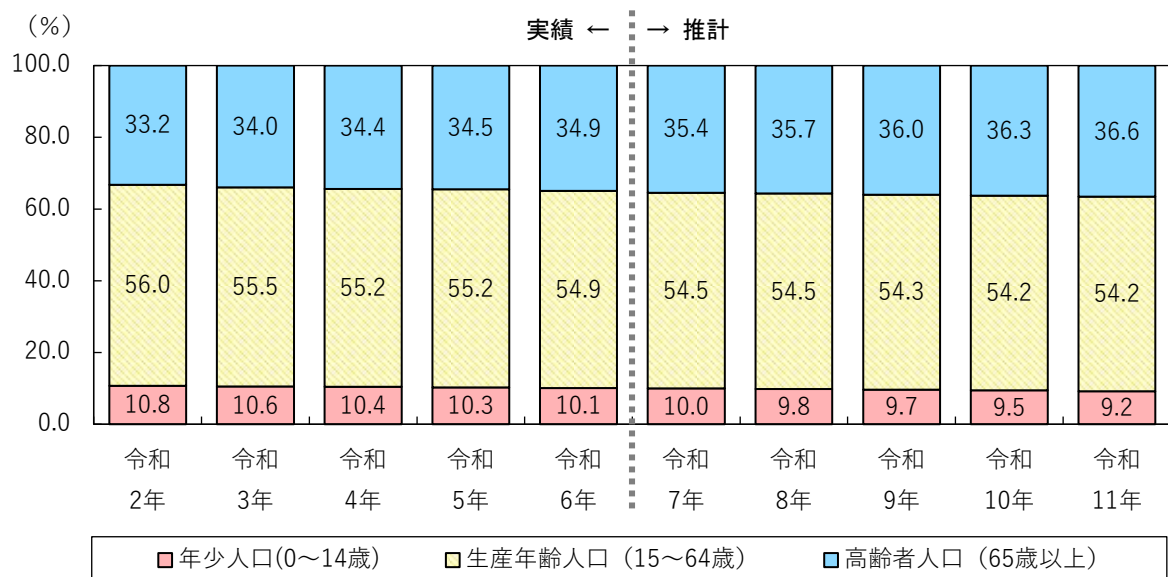
本市の総人口は年々減少し令和6年には41,755人となっています。令和7年以降の推計をみると、減少傾向は変わらず、令和11年には39,010人となる見通しです。構成比をみると、年少人口と生産年齢人口が毎年少しずつ減少していくのに対し高齢者人口が少しずつ増加する少子高齢化が進行し、令和11年の高齢化率は36.6%と見込まれています。



※推計人口は住民基本台帳※を元に計算したもの。

資料:住民基本台帳※(各年4月末現在)

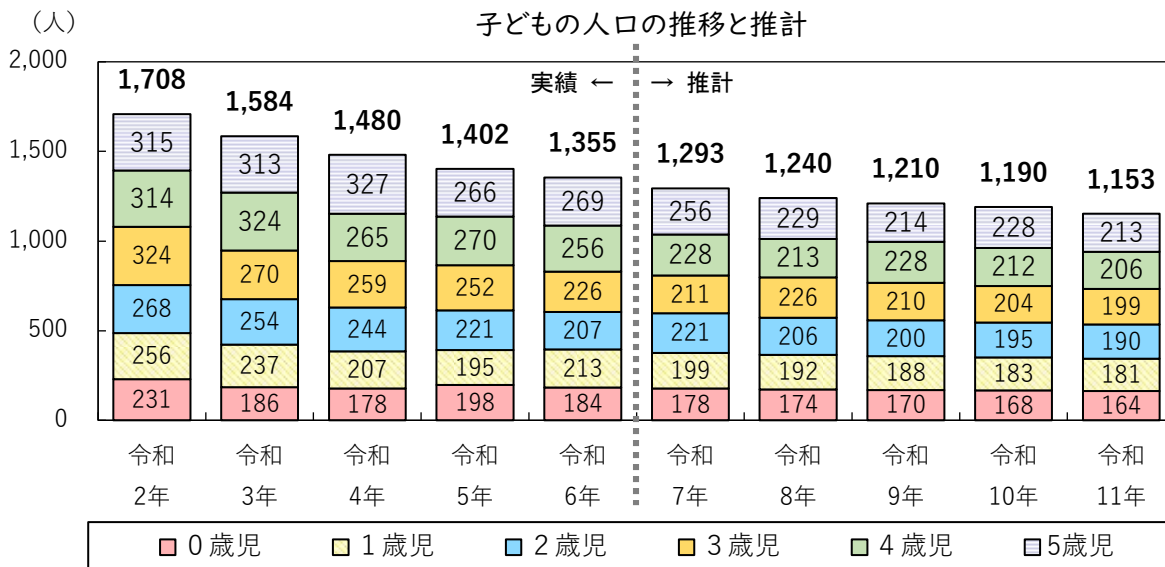
本市の人口推移と推計(構成比)



※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編71ページ以降に用語解説を掲載しています。

(2) 子どもの人口の推移と推計

本市の0歳児～5歳児の子どもの人口は減少傾向となっており、令和6年には1,355人となっています。令和7年以降の推計をみると、緩やかに減少傾向が続くことが見込まれ、令和11年には1,153人となる見通しです。

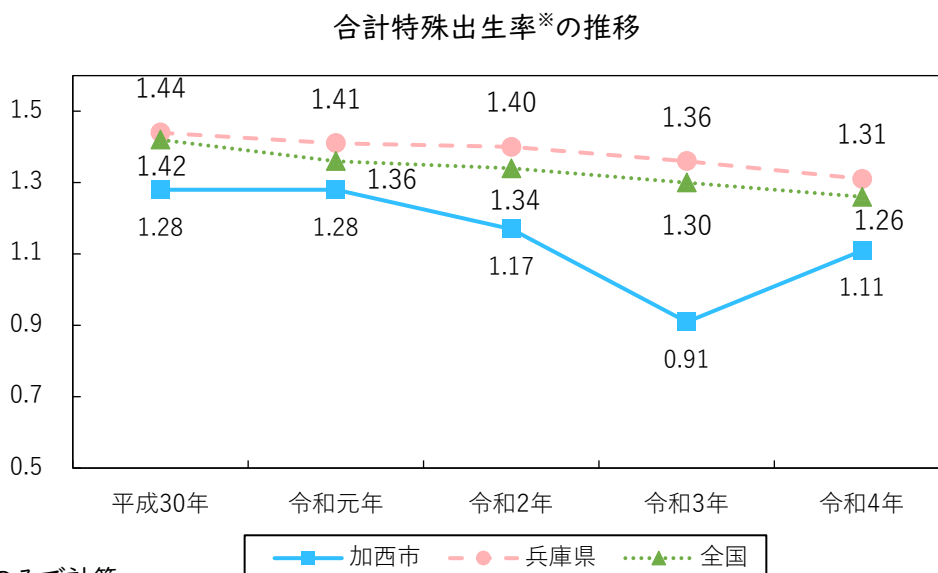


※推計人口は住民基本台帳※を元に計算したものの。

資料:住民基本台帳※(各年4月末現在)

(3) 合計特殊出生率※の推移

本市の合計特殊出生率※は、令和3年(0.91)に大きく減少しましたが、令和4年(1.11)には増加に転じています。また、兵庫県や全国よりも低い水準で推移しています。



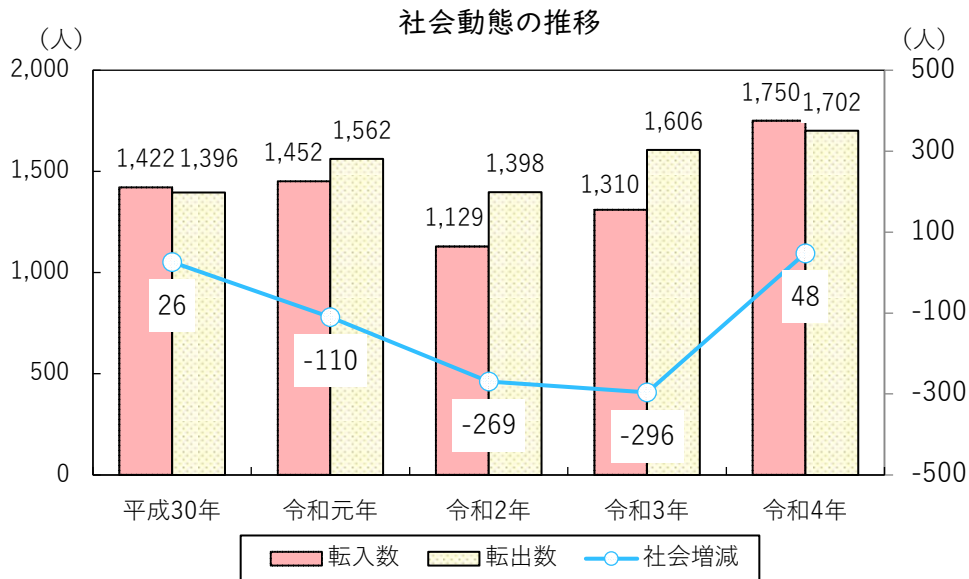
※日本人のみで計算。

資料:加西市統計書

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

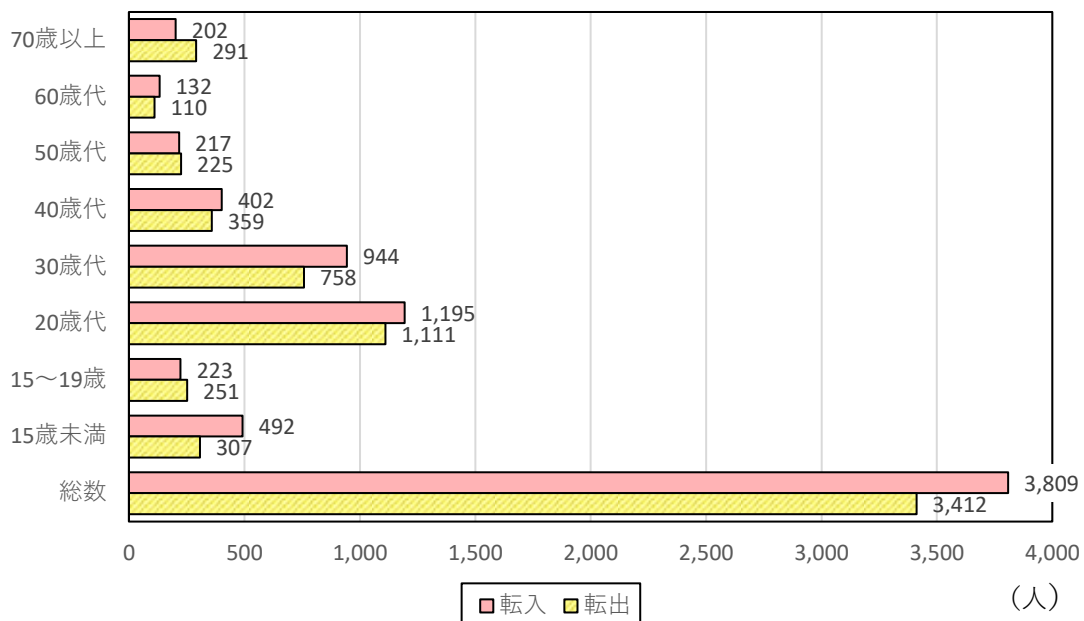
(4) 社会動態の推移

本市の社会動態の推移をみると、転入は令和2年以降増加傾向にあり、令和4年は1,750人となっています。転出も令和2年以降増加しており、令和4年は1,702人となっています。社会動態は、令和元年から令和3年にかけて転出超過となっていたのですが、令和4年には転入が転出を上回る転入超過となっています。



平成27年から令和2年の年代別転出入の状況をみると、子育て世代に当たる20歳代と30歳代の転出入が多いですが、どちらも転入超過となっています。

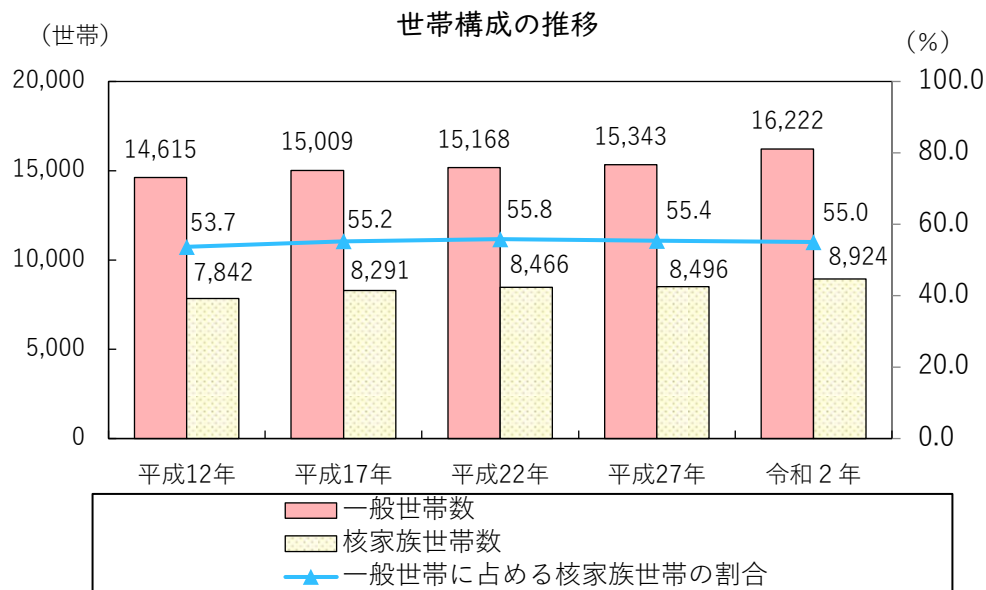
年代別転出入の状況(令和2年)



※調査時点の5年前の常住地からの転出入の状況を示している。

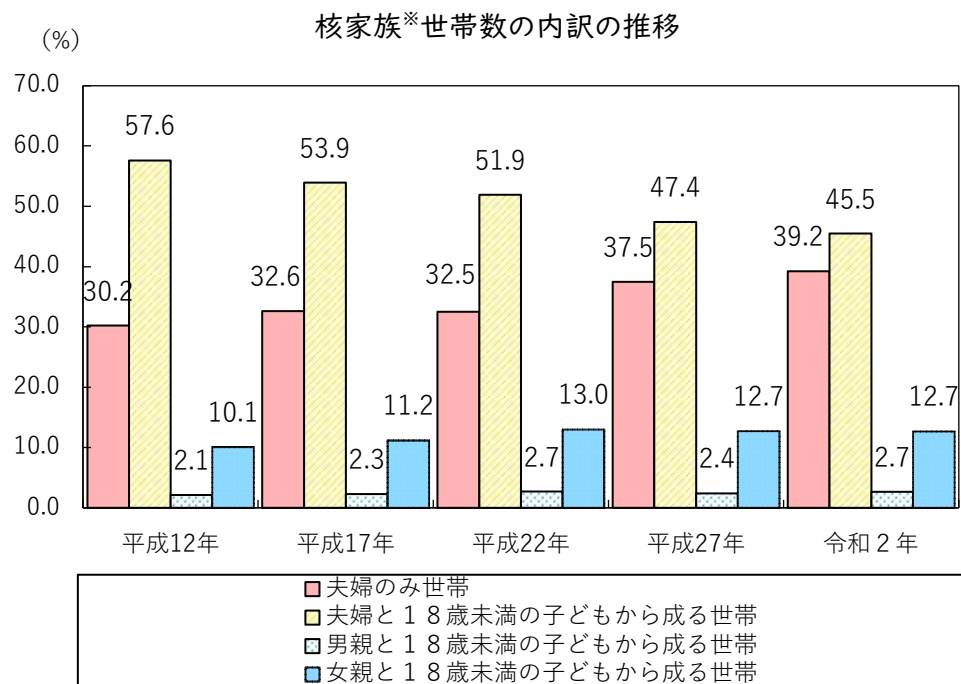
(5) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、平成 17 年以降、一般世帯に占める核家族※世帯の割合は横ばいで推移しており、令和2年には 55.0%となっています。



資料：国勢調査

本市の核家族※世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、令和2年には 39.2%となっています。また、夫婦と 18 歳未満の子どもから成る世帯は減少傾向にあり、男親と 18 歳未満の子どもから成る世帯は概ね横ばい、女親と 18 歳未満の子どもから成る世帯は微増傾向がみられます。

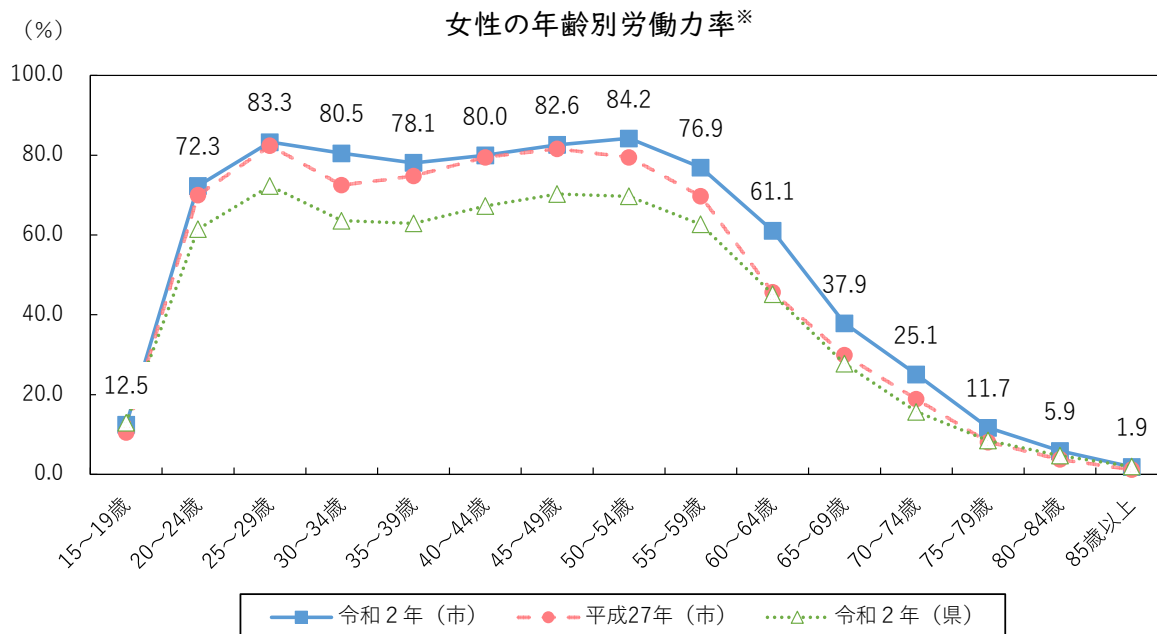


資料：国勢調査

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

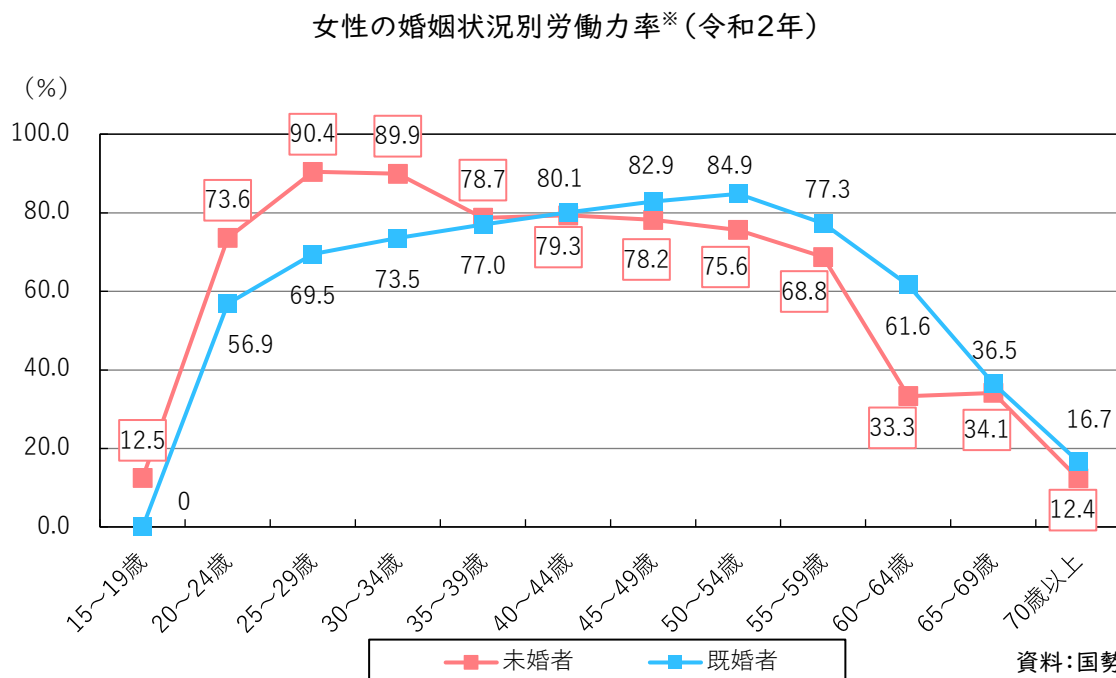
(6) 女性の労働状況

本市の女性の年齢別労働力率※をみると、20 歳から 74 歳まで、県よりも高い水準となっています。本市の女性の労働力率※はゆるやかな「M字カーブ」を描いており、30 歳から 39 歳で一旦低下し、その後再び上昇しています。また、すべての世代で、平成 27 年に比べて労働力率※が上昇しています。



資料：国勢調査

女性の婚姻状況別に労働力率※をみると、15 歳から 39 歳にかけて未婚者の労働力率※が既婚者より高く、未婚者の 25～29 歳が最も高い 90.4%となっています。40 歳以降は概ね既婚者の労働力率※が高く、50～54 歳では 84.9%となっています。

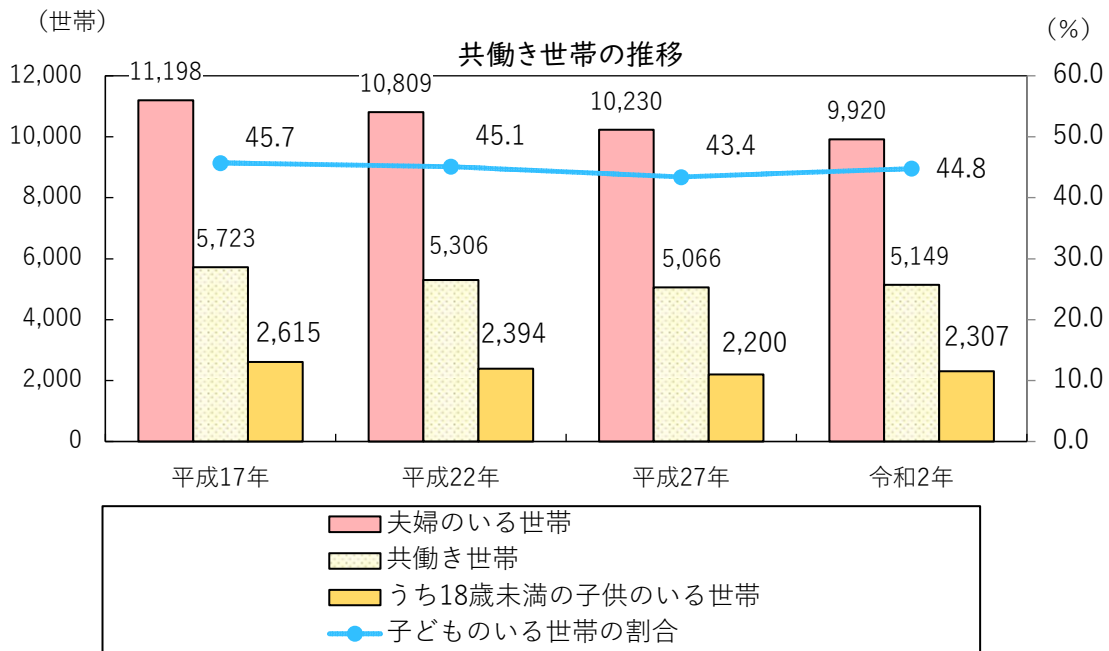


資料：国勢調査

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

(7) 共働き世帯の推移

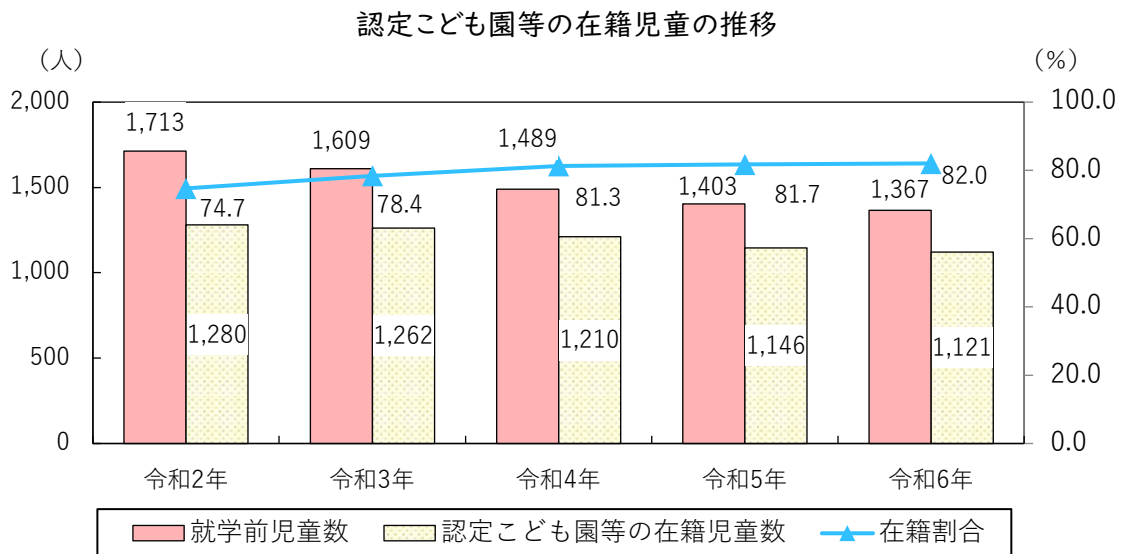
共働き世帯数の推移をみると、共働き世帯は減少傾向で推移していましたが、令和2年に増加に転じ、5,149世帯となっています。同様に共働き世帯のうち18歳未満の子どものいる世帯も減少傾向にありましたが、令和2年に増加に転じ、その割合は44.8%となっています。



資料：国勢調査

(8) 認定こども園等の在籍児童の推移

本市の就学前児童数は減少傾向となっており、認定こども園等の在籍児童数も減少傾向にありますが、認定こども園等の在籍割合は増加しており、令和6年に82.0%となっています。

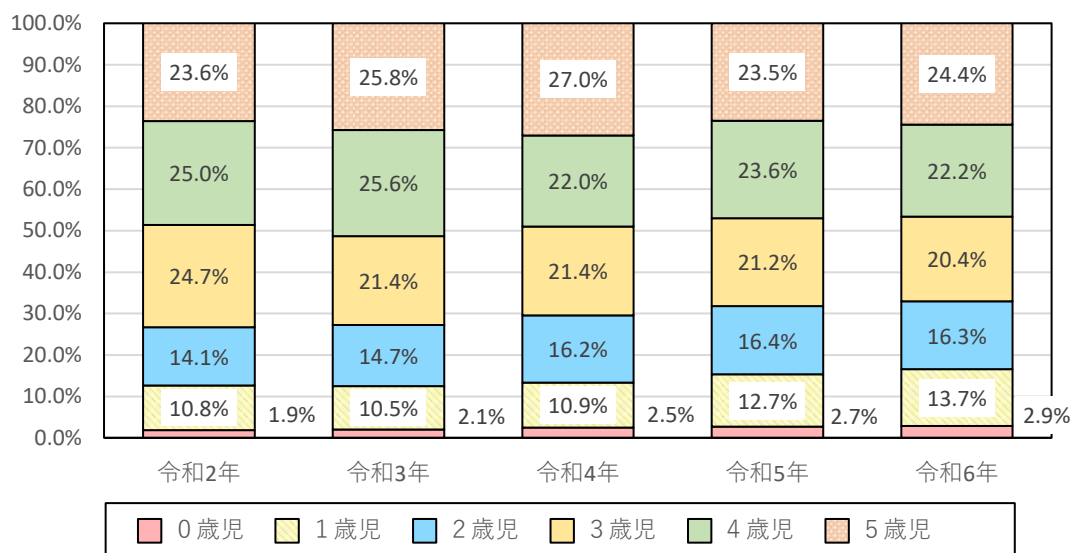


資料: 就学前児童数: 住民基本台帳※(各年3月末)

認定こども園等の在籍者数: こども未来課(各年3月末)

子どもの年齢別に認定こども園等の在籍割合の推移をみると、0歳児から2歳児が増加傾向にあり、3歳児と4歳児が減少傾向にあります。

年齢別認定こども園等の在籍割合の推移

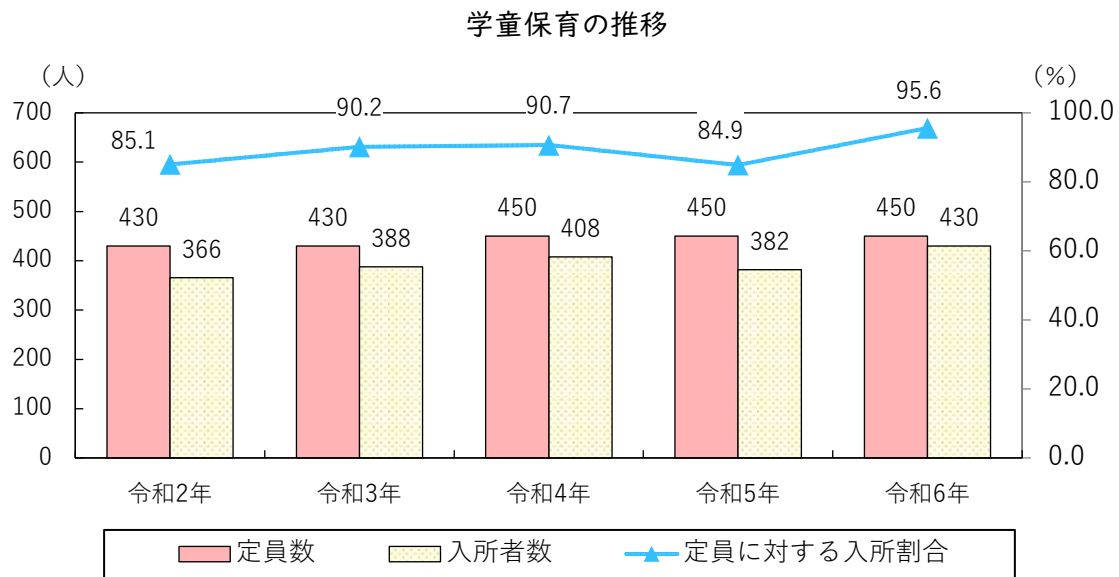


資料: こども未来課(各年3月末)

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

(9) 学童保育(放課後児童健全育成事業)の推移

本市の学童保育の定員数は増加傾向にあり、令和6年に 450 人となっています。また、入所者数も概ね増加傾向であり、定員に対する入所割合は令和6年に 95.6%となっています。



資料:こども未来課(各年5月1日)

子どもの学年別に学童保育入所数の推移をみると、概ね1年生の利用が最も多く、2年生以降は学年が上がるにつれて利用者が少なくなっています。また、1年生から2年生は概ね増加傾向にあり、4年生から6年生は概ね横ばいで推移しています。

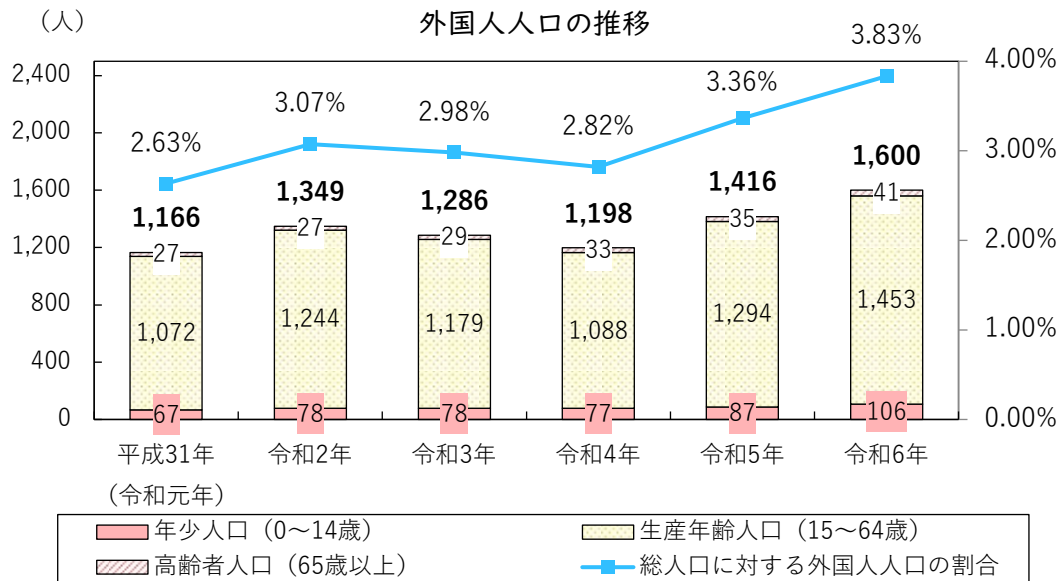
学年別学童保育入所者数の推移

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	人	131	139	132	142	134
2年生	人	105	126	134	111	135
3年生	人	77	84	105	94	99
4年生	人	38	24	26	21	39
5年生	人	10	13	7	9	15
6年生	人	5	2	4	5	8
合計	人	366	388	408	382	430

資料:こども未来課(各年5月1日)

(10) 外国人人口の推移

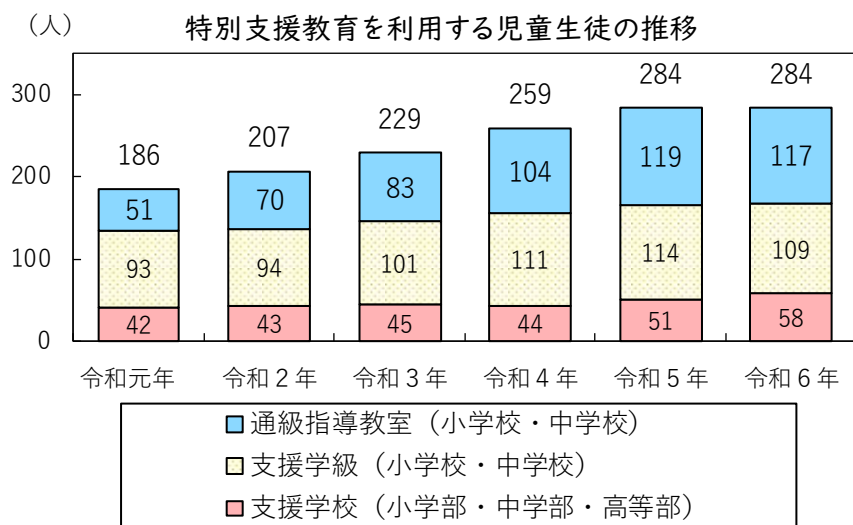
本市の外国人人口は、増加傾向で推移しており、令和6年には 1,600 人となっており、本市の総人口のうちの約4%に相当します。年代別で構成比をみると、令和4年以降、すべての年代で増加傾向となっています。



(11) 特別支援教育の推移

本市の特別支援学級在籍児童生徒数は、小学校で増加傾向、中学校では横ばいで推移しており、令和4年度は小学校で 81 人、中学校で 30 人となっています。また、通級指導教室(※)の利用児童生徒の増加が顕著であり、令和元年度から令和4年度にかけて約2倍に増加し、令和4年度の利用児童生徒は 104 人となっています。

※通級指導教室: 通常の学級に在籍している子どものうち、個の特性に応じた支援が必要な子どもについて、大部分の授業を在籍している通常の学級で受けながら、特別の教育課程としてその授業に加えて、あるいは、一部の授業に替える形で、学習面や生活面の困難を克服するための指導(通級指導)を受ける教室のこと。

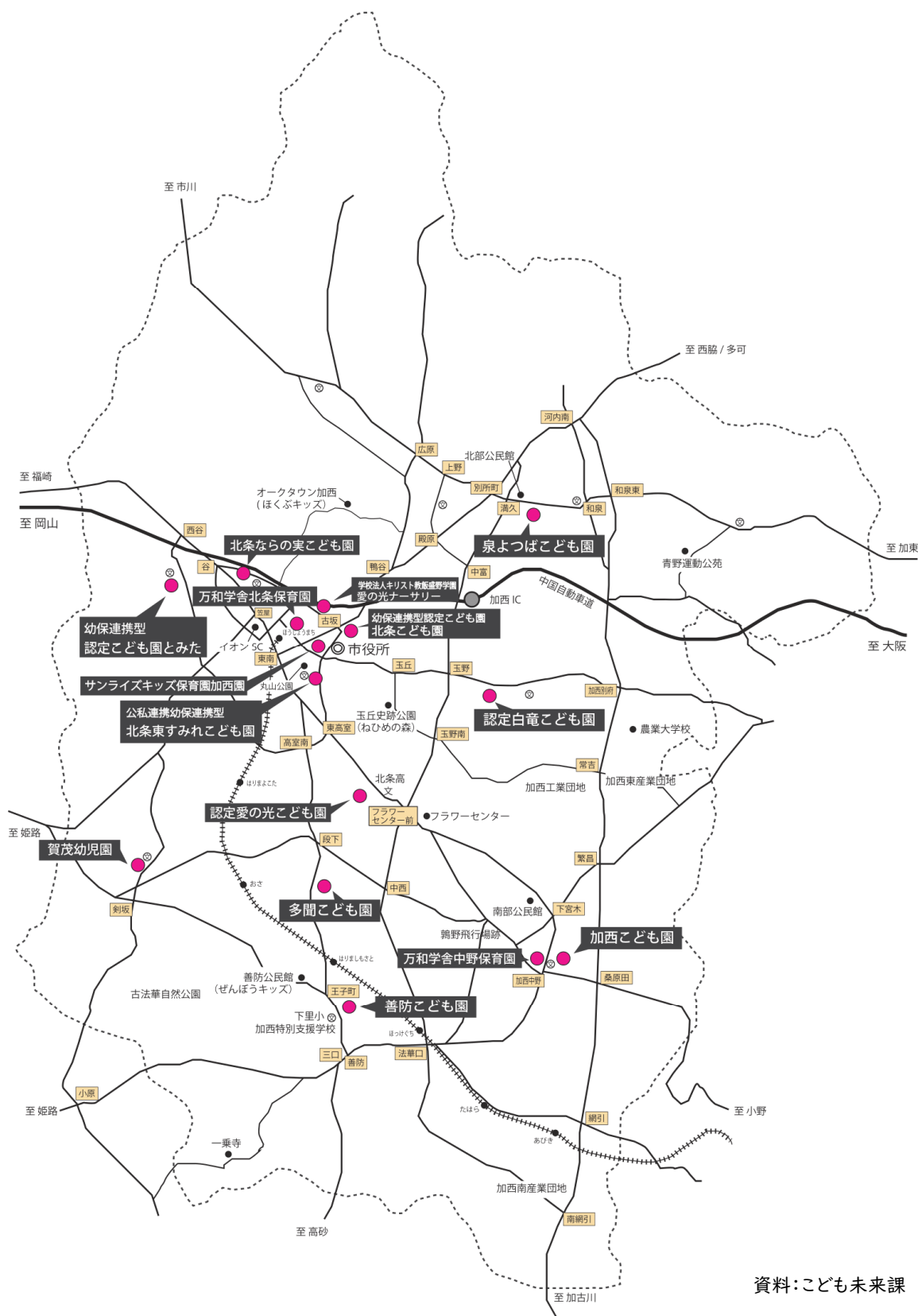


※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

(12) 本市の認定こども園、小規模保育施設※の設置状況

本市の認定こども園、小規模保育施設※の設置状況は、以下の通りとなっています。

認定こども園、小規模保育施設※等一覧(令和6年)



資料:こども未来課

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

(13) 認定こども園、小規模保育施設※の在籍児童数の状況

本市の認定こども園、小規模保育施設※の在籍児童数は以下の通りとなっています。

認定こども園、小規模保育施設※の在籍児童数の状況（令和6年）

（単位：人）

	園名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立	北条ならの実こども園	3	11	17	29	42	40	142
	加西こども園	0	10	15	19	27	30	101
	泉よつばこども園	1	18	22	27	27	36	131
	賀茂幼児園	0	5	5	7	11	10	38
私立	多聞こども園	7	10	7	13	13	13	63
	善防こども園	5	14	18	30	24	26	117
	認定白竜こども園	2	10	11	16	15	22	76
	認定愛の光こども園	6	16	17	26	22	27	114
	幼保連携型認定こども園とみた	0	12	18	15	19	17	81
	幼保連携型認定こども園北条こども園	1	12	15	21	24	25	98
	公私連携幼保連携 北条東すみれこども園	2	14	19	26	25	28	114
小規模 保育施設	愛の光ナーサリー	2	4	6	0	0	0	12
	サンライズキッズ保育園加西園	2	7	6	0	0	0	15
	万和学舎北条保育園	0	5	5	0	0	0	10
	万和学舎中野保育園	1	6	2	0	0	0	9
公立計		4	44	59	82	107	116	412
私立計		23	88	105	147	142	158	663
小規模保育施設計		5	22	19	0	0	0	46
総数		32	154	183	229	249	274	1,121
（参考）総人口（R6.3.31）		182	218	211	226	255	275	1,367

資料：こども未来課

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

2. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析

(1) 調査の目的

幼児期及び就学後の学校教育・保育や子育て支援の需要をふまえた本計画の策定におけた基礎資料とするため、子育ての実態や認定こども園・小規模保育施設※の利用意向や本市が実施する様々な子育て支援サービスの利用意向を把握することを目的に実施しました。

(2) 調査対象

- ①本市に居住する就学前児童の保護者 1,187 人(悉皆調査)
- ②本市に居住する小学生の保護者 1,471 人(悉皆調査)

(3) 調査期間

令和6年1月10日(火)～令和6年1月30日(火)

(4) 調査方法

WEB による入力方式

(5) 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,187	385	32.4%
小学生	1,471	514	34.9%

(6) 調査結果の表示方法

- 各項目ごとの回答数は「n=***」と表記しています。
- 集計結果の百分率(%)は、小数点第2位を四捨五入した値を表記しています。このため、単数回答設問の選択肢ごとの構成比の見かけ上の合計が100.0%にならない場合があります。また、2つ以上の選択肢を集約した項目の割合が、選択肢ごとの割合の合計と一致しない場合があります。
- 複数回答設問では、当該設問に回答すべき回答者数を母数として選択肢ごとにそれぞれ構成比を求めています。そのため、構成比の合計は通常100.0%にはなりません。
- グラフ中で「前回調査」と記載のある結果は、平成30年度に行った調査結果となります。
- 平成30年度調査は、就学前児童保護者1,200人、小学生保護者800人を無作為抽出しており、今回の悉皆調査(全数調査)とは調査方法が異なるため、厳密には、調査結果の単純比較ができない点に留意が必要です。

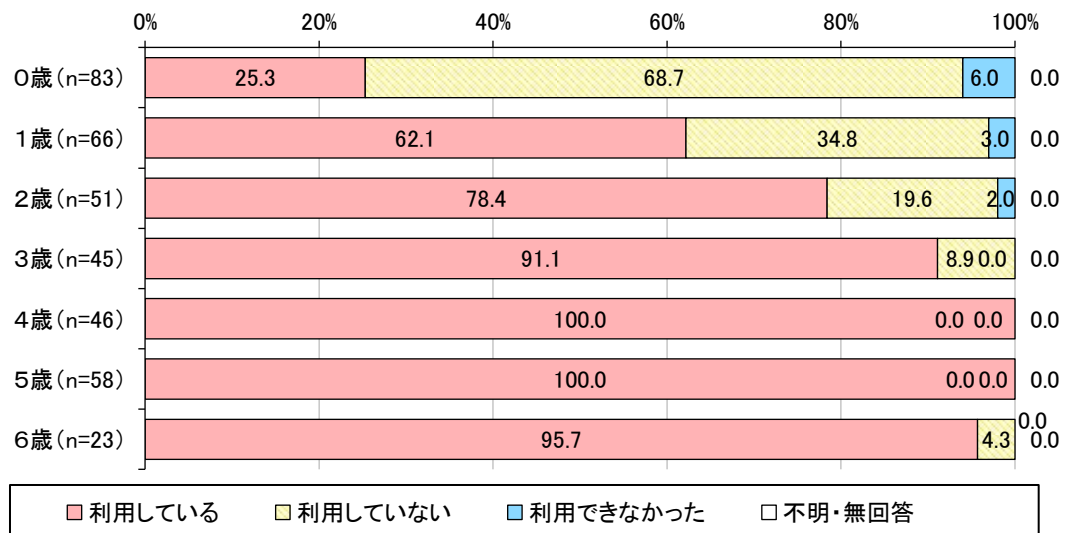
※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編71ページ以降に用語解説を掲載しています。

(7) 調査結果の概要(就学前児童)

① 認定こども園等の利用状況と希望

○ 認定こども園等の利用状況(年齢別:満年齢)

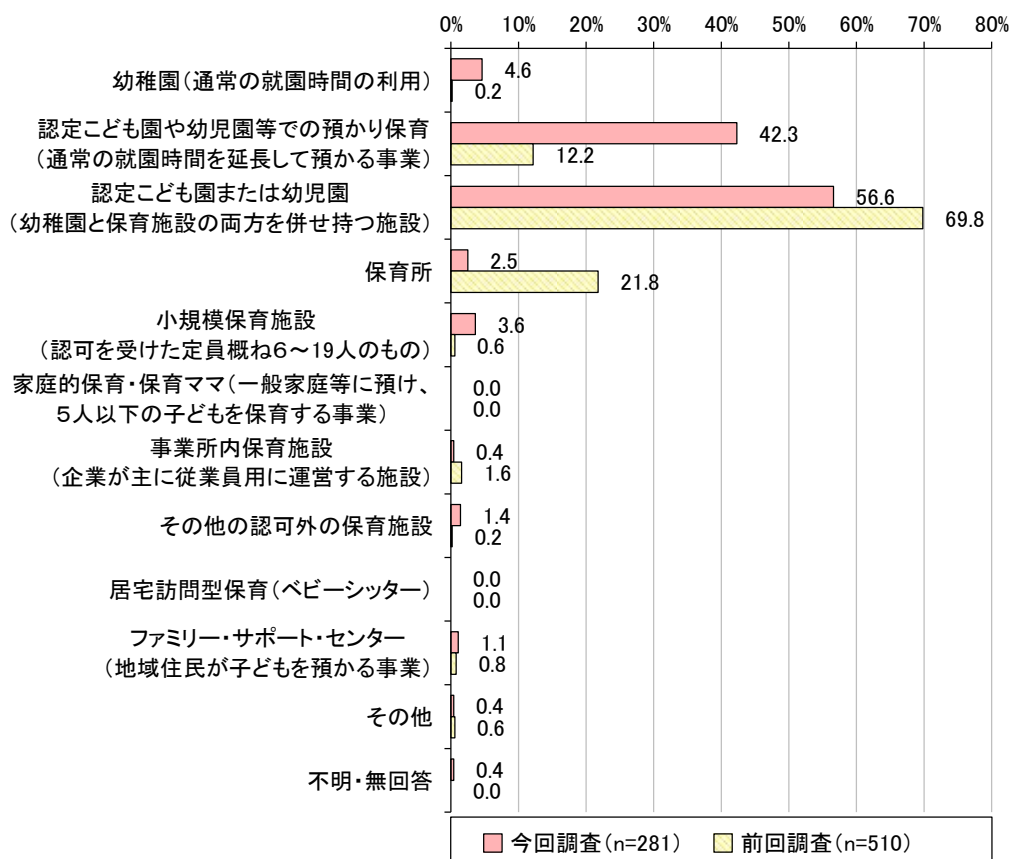
子どもの年齢別に認定こども園等の利用状況をみると、3歳以上の各年齢で「利用している」が9割以上となっています。



○ 利用しているサービス

年間を通じて利用しているサービスについてみると、「認定こども園または幼稚園」が56.6%と最も高く、次いで「認定こども園や幼稚園等での預かり保育」が42.3%、「幼稚園」が4.6%となっています。

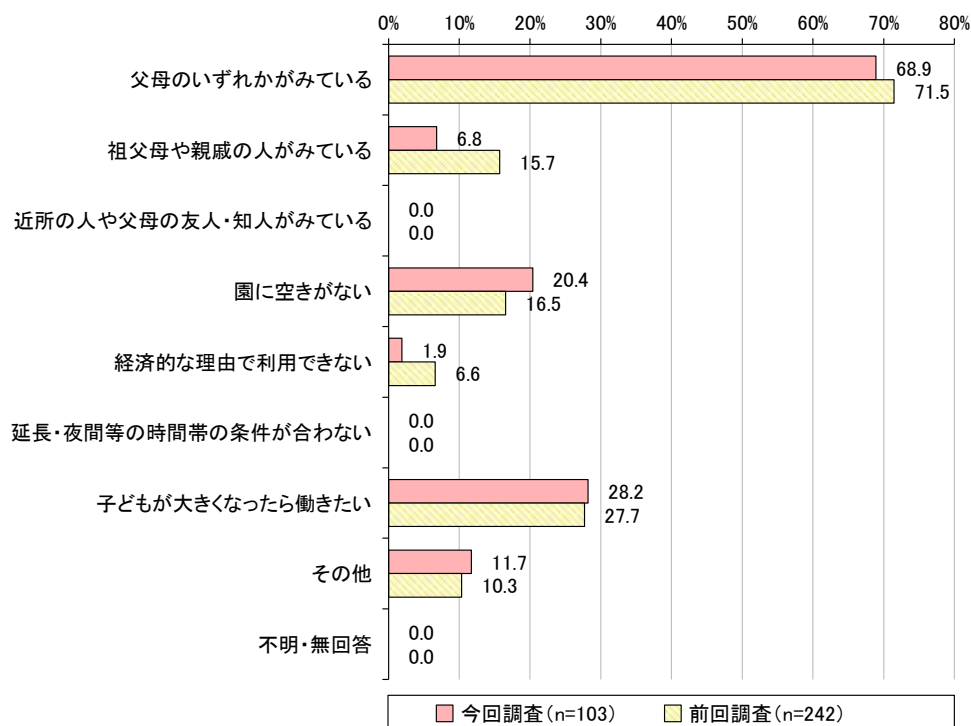
前回調査と比較すると、「認定こども園や幼稚園等での預かり保育」が30.1ポイント高く、「認定こども園または幼稚園」が13.2ポイント、「保育所」が19.3ポイント低くなっています。



○サービスを利用していない理由

平日に教育・保育サービスを利用していない理由についてみると、「父母のいずれかがみている」が68.9%と最も高く、次いで「子どもが大きくなったら働きたい」が28.2%、「園に空きがない」が20.4%となっています。

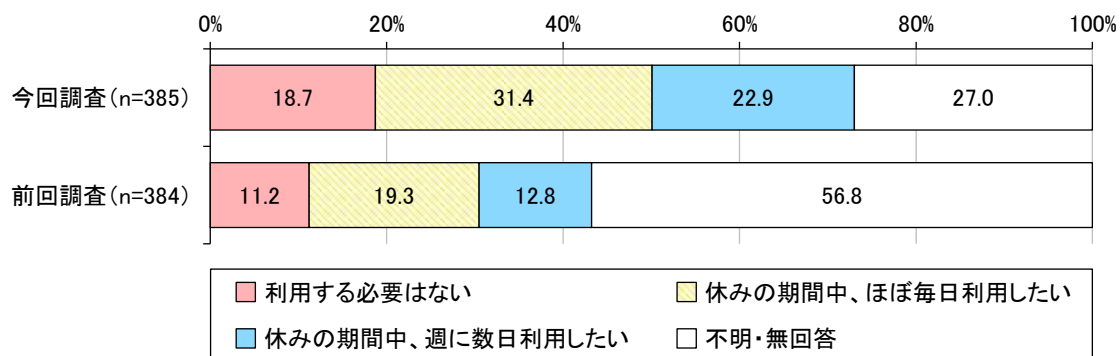
前回調査と大きな差はありません。



○(教育利用の方のみ) 夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望

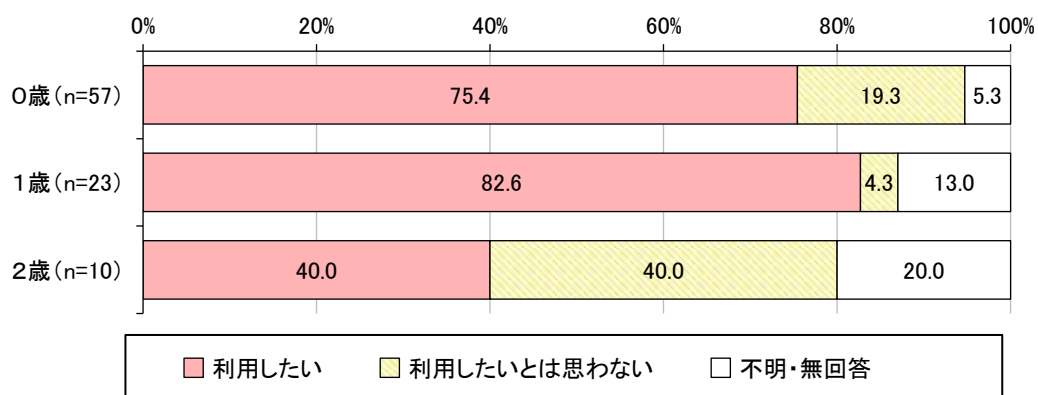
長期休暇中に教育・保育事業の利用を希望するかについてみると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が31.4%と最も高く、次いで「休みの期間中、週に数日利用したい」が22.9%、「利用する必要はない」が18.7%となっています。

前回調査と比較すると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が12.1ポイント、「休みの期間中、週に数日利用したい」が10.1ポイント高くなっています。



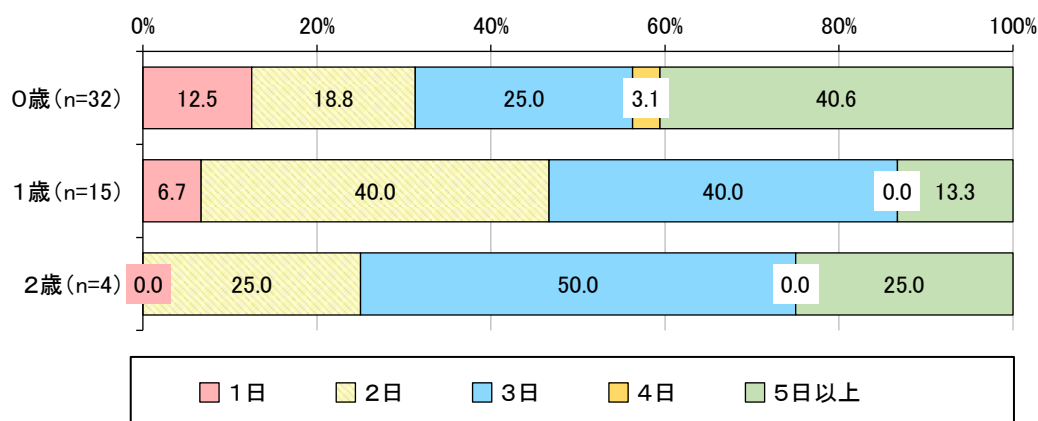
○（お子さんが3歳未満で、定期的な教育・保育を利用されていない方のみ）「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の利用希望

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が始まれば利用したいかについてみると、0歳と1歳において「利用したい」という回答が約8割となっています。



○（「利用したい」を選択した方のみ）1週あたりの希望利用日数

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の週あたりの希望利用日数についてみると、0歳では「5日以上」が40.6%と最も高く、1歳では「2日」「3日」が40.0%と高くなっています。



（※日数は不明・無回答を除いて集計）

- 子どもが0歳のうちは平日に認定こども園等を利用していない人が半数以上となっていることから、在宅で父母による子育てが行われている様子がうかがえます。また、1歳以上になると、利用されている方が6割を超え、比較的早い段階で保育サービスを利用される方が多いことがうかがえます。
- 認定こども園等を利用している方について、利用中のサービスをみると各年齢で「認定こども園または幼稚園」が6割以上となっており、前回調査と比較すると、「認定こども園または幼稚園」の利用が 35.1 ポイント増加しています。
- 平日に認定こども園等を利用していない理由では、「園に空きがない」が前回調査より 3.9 ポイント増加しています。本市においては、保育の必要性が認められた就労中の保護者については不足なく保育サービスを提供できていますが、就労中ではない求職中の保護者等も保育サービスを利用できるよう、認定こども園や小規模保育施設※の充実等、教育・保育の提供体制の充実が求められます。
- 夏休み・冬休みなどの長期休暇中において、教育・保育の利用を希望する方が前回調査より増加しています。本市ではすべての幼稚園・保育所が既に認定こども園化しており、施設と連携した長期休暇中の預かり保育の受け入れ体制の充実が求められます。
- 令和8年度より全市町村での取り組みが義務化する「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」について、実際に事業の対象者となる3歳未満の定期的な教育・保育の利用状況が無い方のニーズをみると、0歳と1歳では約8割の方が「利用したい」と回答されています。

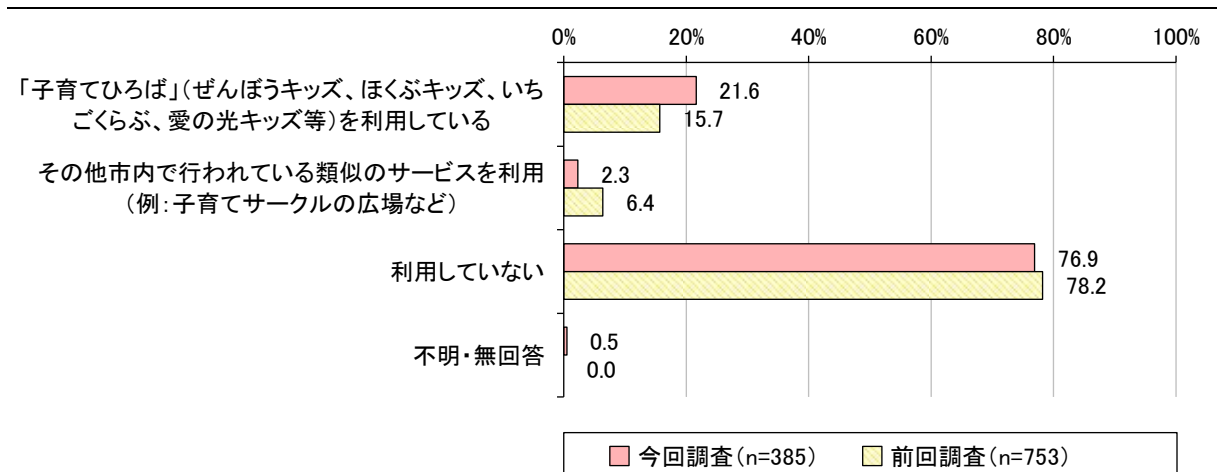
※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

②地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向

○「子育てひろば」（ぜんぼうキッズ、ほくぶキッズ、いちごくらぶ、愛の光キッズ等）の利用状況

「子育てひろば」の利用状況についてみると、「利用していない」が 76.9%と最も高く、次いで「『子育てひろば』（ぜんぼうキッズ、ほくぶキッズ、いちごくらぶ、愛の光キッズ等）を利用している」が 21.6%、「その他市内で行われている類似のサービスを利用（例：子育てサークルの広場など）」が 2.3%となっています。

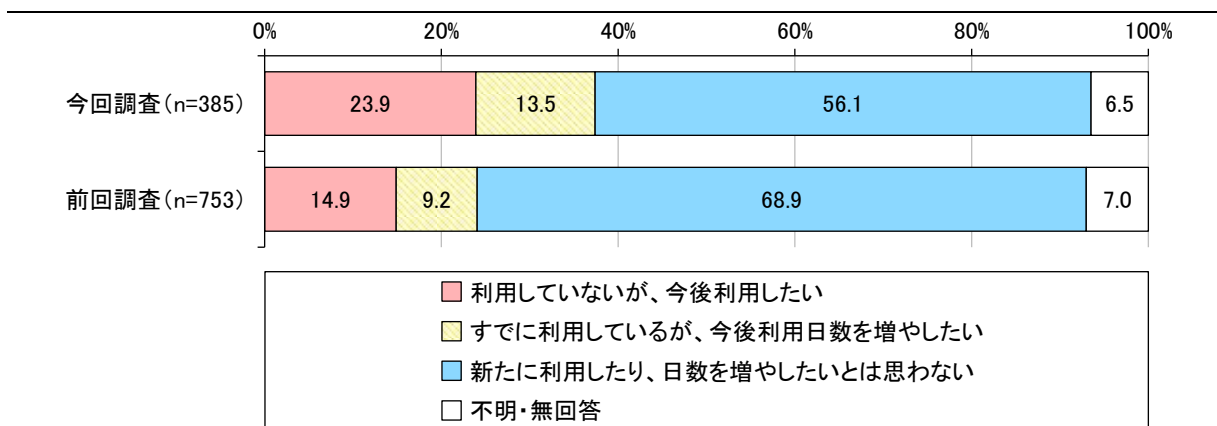
前回調査と大きな差はありません。



○「子育てひろば」（ぜんぼうキッズ、ほくぶキッズ、いちごくらぶ、愛の光キッズ等）の今後の利用意向

「子育てひろば」などを今後利用したいかについてみると、「新たに利用したり、日数を増やしたいとは思わない」が 56.1%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 23.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 13.5%となっています。

前回調査と比較すると、「新たに利用したり、日数を増やしたいとは思わない」が 12.8 ポイント低くなっています。

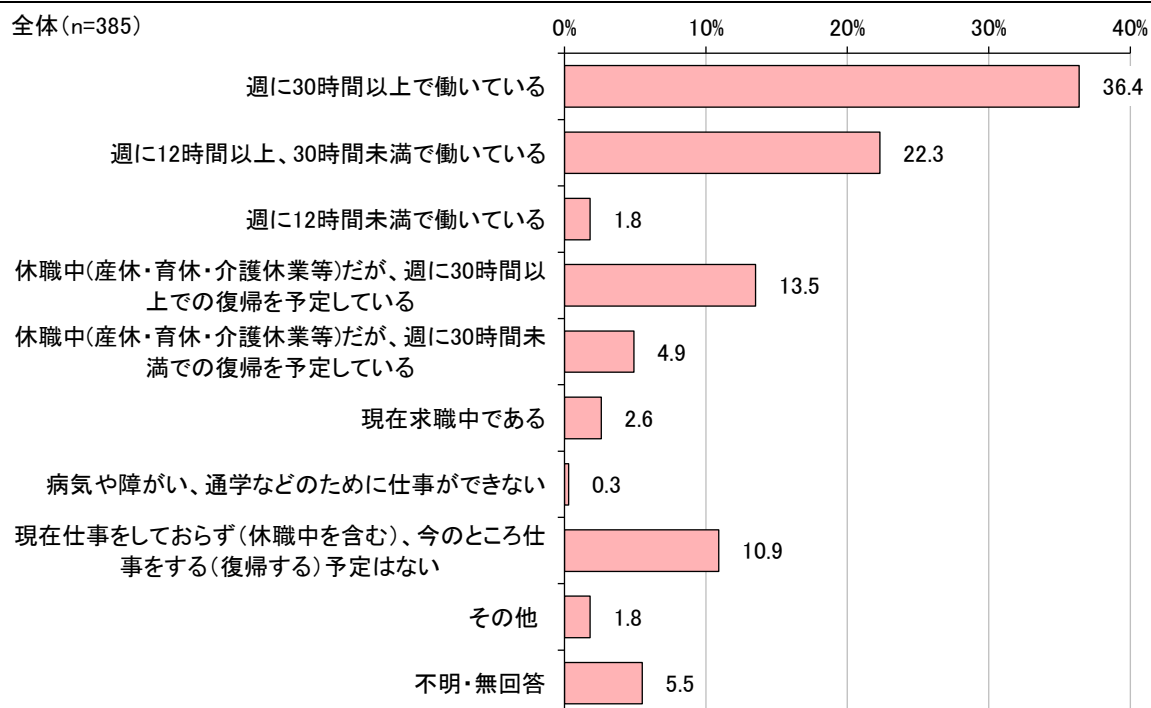


- 地域子育て支援拠点事業について、前回調査結果と比較して利用者は微増の状況です。しかしながら、今後の利用希望については、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」という回答も多くなっています。
- 本市では令和4年に全国的にもめずらしい「遊戯施設」「テレワークセンター」「一時預かり」の機能が融合した『かさいこども広場＆パパママオフィス「アスモ」』を開設し、子育て世帯の多様なニーズに応える体制の充実を図ってきました。今後も、施設の利活用の促進に向けた広報や、施設を活用した保護者の交流機会の充実等が求められます。

③男女共同参画とワーク・ライフ・バランス※(仕事と生活の調和)に関して

○母親の就労状況

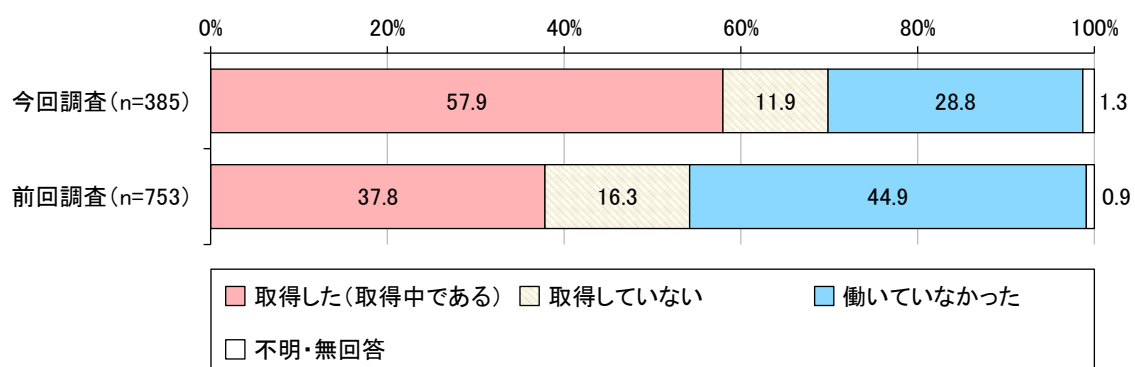
母親の就労状況についてみると、「週に 30 時間以上で働いている」が 36.4%と最も高く、次いで「週に 12 時間以上、30 時間未満で働いている」が 22.3%、「休職中(産休・育休・介護休業等)だが、週に 30 時間以上での復帰を予定している」が 13.5%となっています。



○母親の育児休業の取得状況

母親の育児休業取得状況についてみると、「取得した(取得中である)」が 57.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」が 28.8%、「取得していない」が 11.9%となっています。

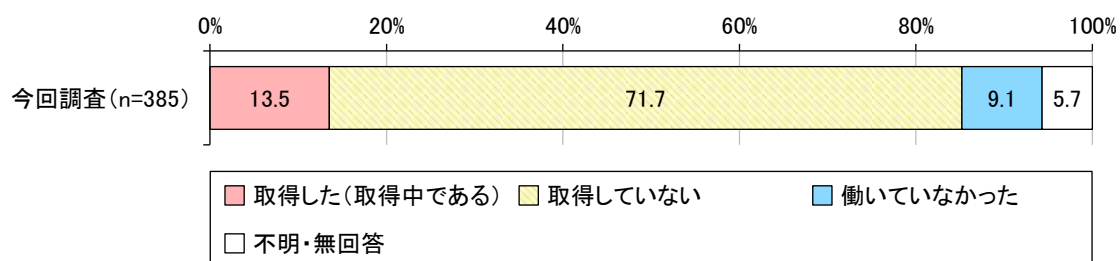
前回調査と比較すると、「取得した(取得中である)」が 20.1 ポイント高く、「働いていなかった」が 16.1 ポイント低くなっています。



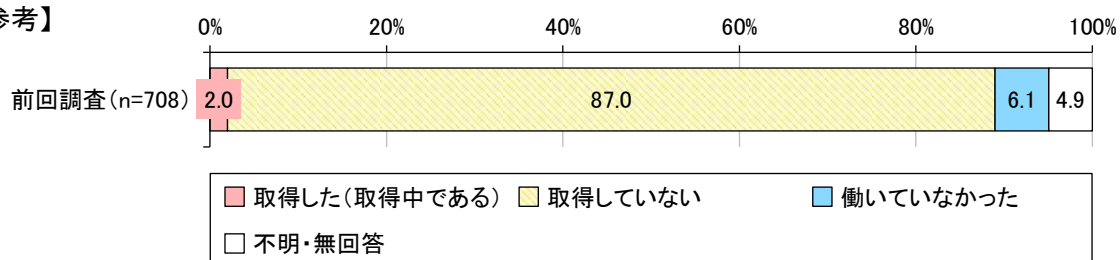
※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

○父親の育児休業の取得状況

父親の育児休業取得状況についてみると、「取得していない」が 71.7%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が 13.5%、「働いていなかった」が 9.1%となっています。



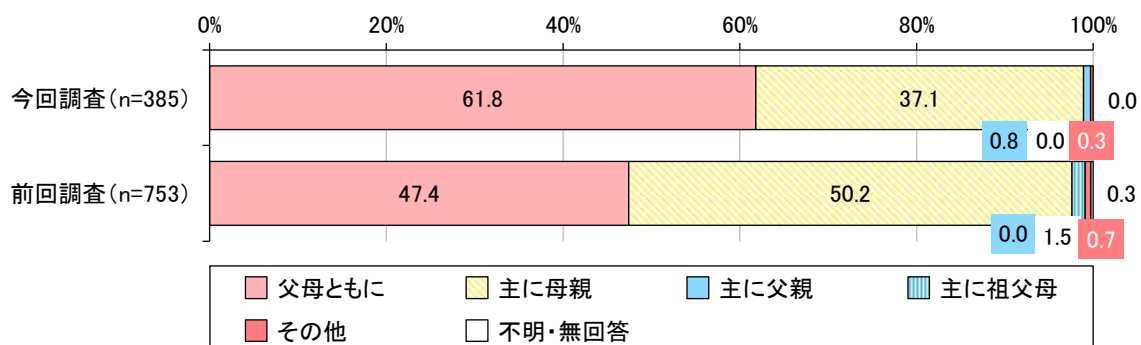
【参考】



○子育てを主に行っている方について

子育てを主に行っている方についてみると、「父母ともに」が 61.8%と最も高く、次いで「主に母親」が 37.1%、「主に父親」が 0.8%となっています。

前回調査と比較すると、「父母ともに」が 14.4 ポイント高く、「主に母親」が 13.1 ポイント低くなっています。



- 母親の就労状況について、「現在仕事をしておらず（休職中を含む）、今のところ仕事をする（復帰する）予定はない」と回答された方は約1割となっており、約8割の方が就労中または就労希望のある方となっています。
- 育児休業の取得状況について、母親では取得された方の割合が前回調査結果と比較して大幅に増加しており、妊娠・出産後も退職せず、継続して就労をされる方の割合が増加している事が見受けられます。また、父親においても、取得された方の割合が増加しています。
- 子育てを主に行っている方について、前回より「父母ともに」の割合が大幅に増加しており、上記の育児休業の取得状況からみても、男性の育児参加が進んでいる事が見受けられます。しかしながら、未だに「主に母親」という回答も多く、父親の育児休業の取得割合も1割代となっていることから、男性の育児参加の促進またワーク・ライフ・バランス※の向上に向けた取り組みの充実が求められます。

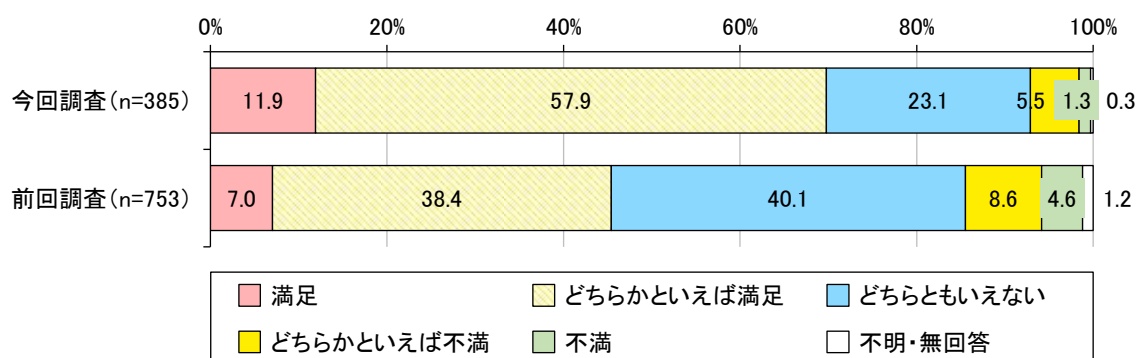
※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

④地域の子育て支援について

○本市の子育て支援についての満足度

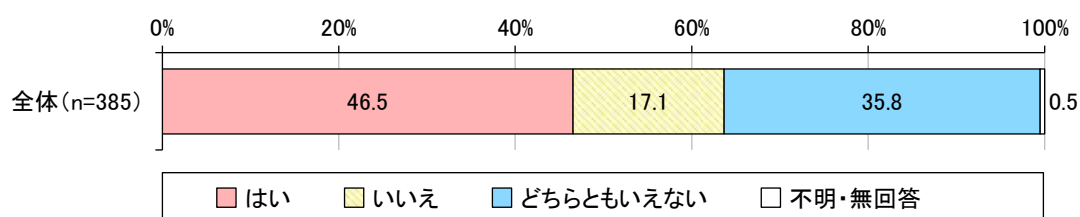
本市での子育てに満足しているかについてみると、「どちらかといえば満足」が57.9%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が23.1%、「満足」が11.9%となっています。

前回調査と比較すると、「どちらかといえば満足」が19.5ポイント高く、「どちらともいえない」が17.0ポイント低くなっています。



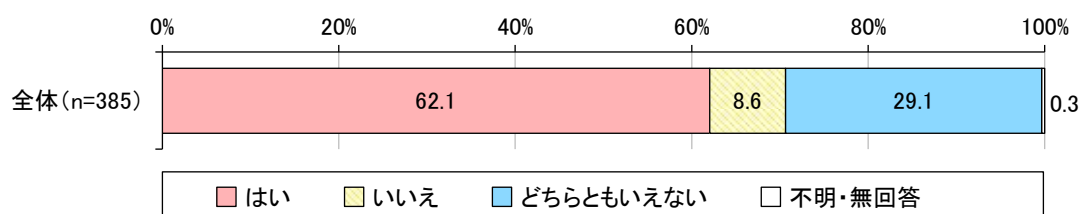
○本市独自の「子育て応援5つの無料化」は、子どもをもう一人持ちたいというきっかけになるか

本市の子育て支援策は子どもをもう一人持ちたいというきっかけになるかについてみると、「はい」が46.5%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が35.8%、「いいえ」が17.1%となっています。



○本市の支援策は本市にずっと住みたいというきっかけになるか

本市の子育て支援策は本市にずっと住みたいというきっかけになるかについてみると、「はい」が62.1%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が29.1%、「いいえ」が8.6%となっています。

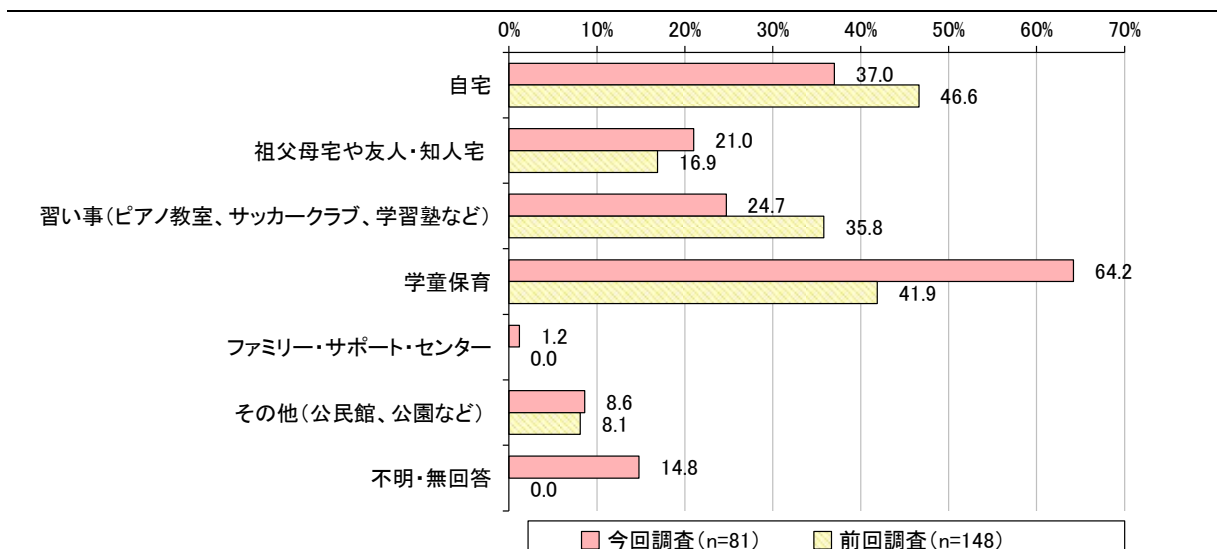


- 本市の子育て支援の満足度について、前回調査結果と比較して『満足(あるいはどちらかといえば満足)』と回答された方が大幅に増加しています。
- 本市独自の「子育て応援5つの無料化」は、子どもをもう一人持ちたいというきっかけになるかについて、約半数の方が「はい」と回答されており、少子化対策としての政策効果が高いことが見受けられます。また、同支援が本市への定住のきっかけになるかという設問についても、約6割の方が「はい」と回答されており、定住促進としての政策効果の高さもうかがえます。

⑤就学後の放課後の過ごし方

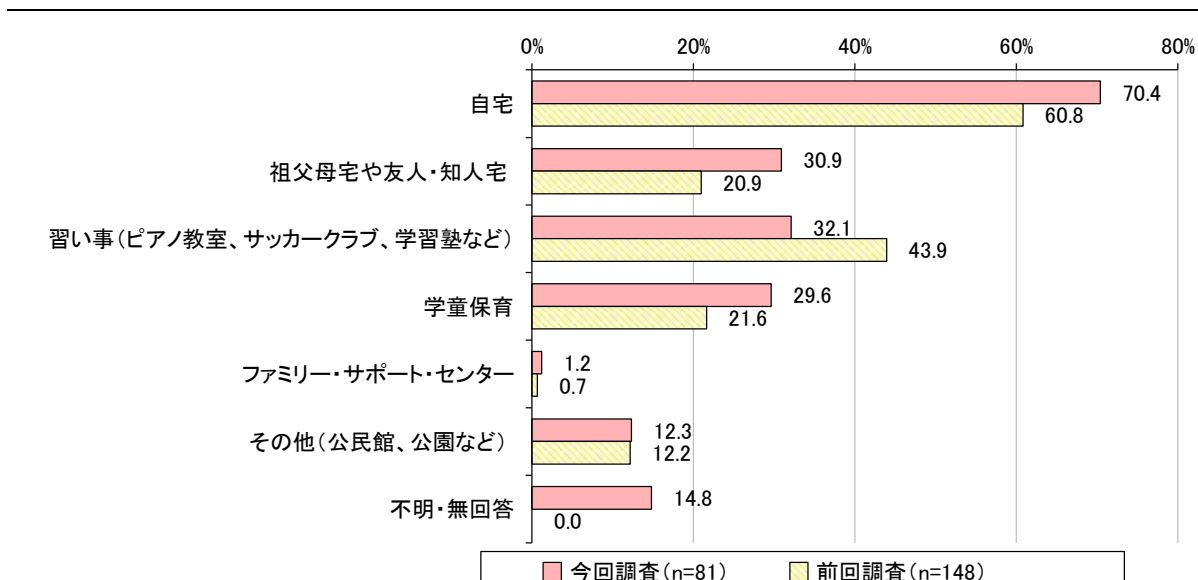
○小学校低学年の放課後の過ごし方の希望

5歳以上の子どもについて、小学校低学年（1～3年生）のうちの放課後の希望の過ごし方をみると、「学童保育」（64.2％）が最も多く、次いで「自宅」（37.0％）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（24.7％）となっています。



○小学校高学年の放課後の過ごし方の希望

5歳以上の子どもについて、小学校高学年（4～6年生）のうちの放課後の希望の過ごし方をみると、「自宅」（70.4％）が最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（32.1％）、「祖父母宅や友人・知人宅」（30.9％）となっています。



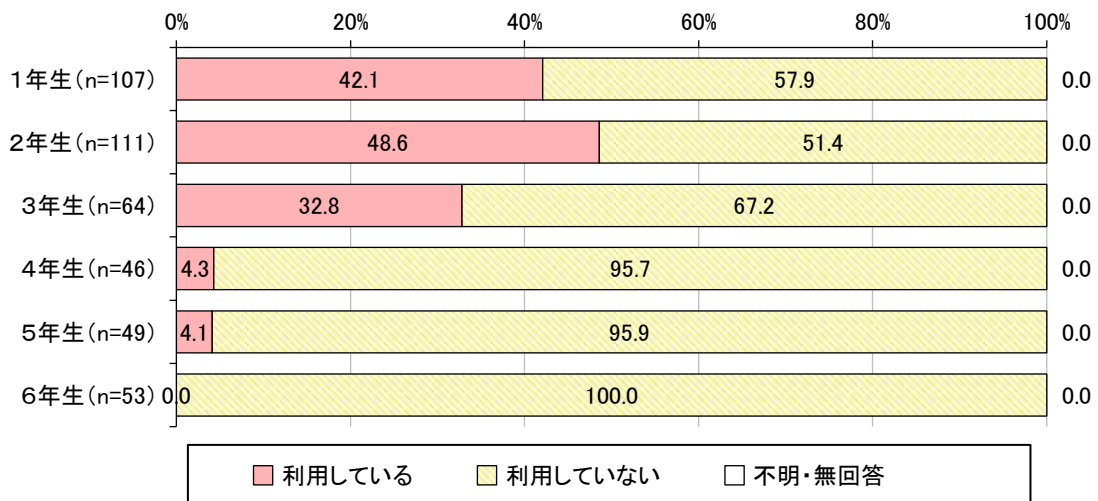
- 低学年の放課後の過ごし方の希望について、「学童保育」と回答された方が約6割となっており、前回調査結果と比較して大幅に増加しています。また、高学年においても、「学童保育」と回答された方が約3割となっています。共働き世帯の増加により留守家庭が増加する中で、地域のボランティアや団体との連携も視野に入れ、放課後や休日、長期休暇中に子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所の充実が求められます。

(8) 調査結果の概要(小学生)

①学童保育の利用状況《小学生》

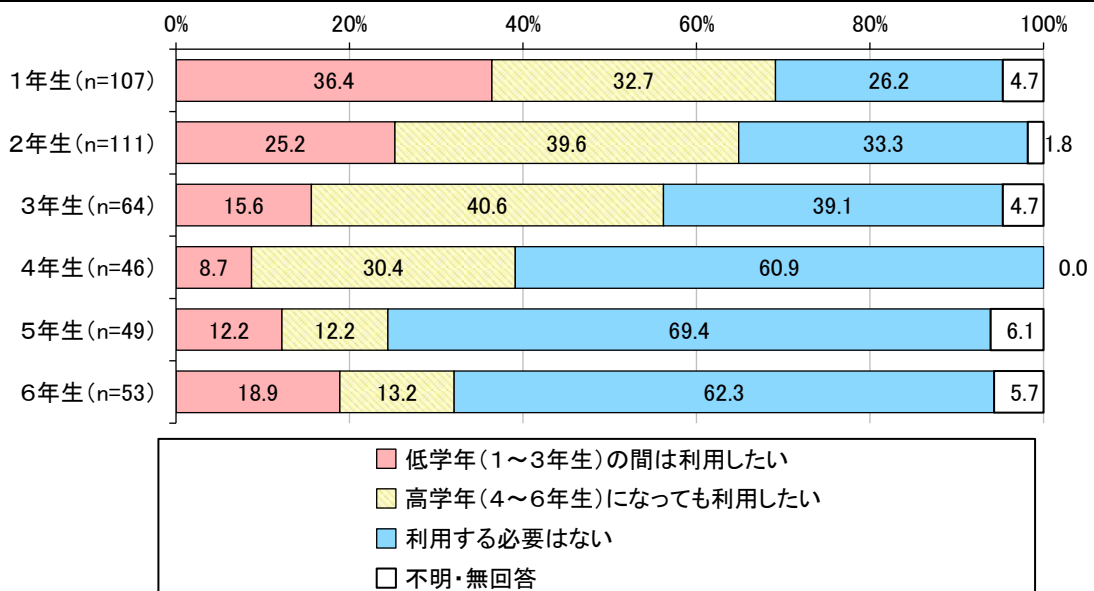
○学童保育の利用状況

学年別に学童保育の利用状況をみると、「利用している」は1～2年生でそれぞれ 4 割以上、3年生で約3割となっています。「利用していない」は4年生以上の各学年で9割以上となっています。



○長期休みの学童保育の利用希望

学年別に学童保育の利用希望をみると、1年生では「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が最も高く、2～3年生では「高学年(4～6年生)になっても利用したい」、4年生以降は「利用する必要はない」がそれぞれ最も高くなっています。また、1～4年生では「高学年(4～6年生)になっても利用したい」との回答が3～4割となっています。



- 学童保育の利用割合は1年生で42.1%、2年生で48.6%となっており、2年生以降は学年が上がるともに利用割合が低下しています。
- 長期休みの利用希望について、「利用する必要はない」と回答された方は3年生までは半数以下となっています。また、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」との回答が4年生までは3～4割となっており、ニーズの高さがうかがえます。

3. 第2期計画の進捗状況

(1) 目標事業量による検証

① 教育・保育の提供について

(ア) 1号(教育利用)認定の子ども

1号認定の子どもの申込者数は減少しており、利用定員を下回っているため、提供体制を確保することができています。

1号(3～5歳児の教育利用)認定の子どもの状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	126	124	118	111	111
提供量(確保方策)	人	169	179	179	179	179
提供量(実績)	人	121	104	100	83	73

(イ) 2号(3～5歳児の保育利用)認定の子ども

2号認定の子どもの申込者数は減少しており、利用定員を下回っているため、提供体制を確保することができています。

2号(3～5歳児の保育利用)認定の子どもの状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	833	816	777	733	733
提供量(確保方策)	人	859	829	829	829	829
提供量(実績)	人	823	815	755	707	681

(ウ) 3号(0～2歳児の保育利用)認定の子ども

3号認定の子どもの申込者数は0歳児と1歳児において増加傾向にあります。また、0歳児の令和4年度・5年度では提供量(実績)が確保方策を上回っています。

3号(保育利用)認定の子どもの状況(0歳児)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	79	80	85	70	68
提供量(確保方策)	人	64	81	86	86	86
提供量(実績)	人	65	64	100	100	79

3号(保育利用)認定の子どもの状況(1～2歳児)

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	339	354	377	405	401
提供量(確保方策)	人	351	377	406	406	406
提供量(実績、1歳)	人	152	149	152	160	161
提供量(実績、2歳)	人	185	192	192	190	189
提供量(実績、合計)	人	337	341	344	350	350

②地域子ども・子育て支援事業の提供について

(ア) 時間外保育事業

時間外保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園等で通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。提供量（実績）がニーズ量を大きく下回っています。

時間外保育事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	820	788	762	738	716
提供量（確保方策）	人	820	788	762	738	716
提供量（実績）	人	149	156	166	166	

(イ) 学童保育（放課後児童健全育成事業）

学童保育は、平日の放課後や長期休業期間中、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。利用児童割合が増加傾向にあり、全体の提供量は充足されているものの、地域によっては待機児童が発生していることから、提供体制を確保することが課題です。

学童保育（放課後児童健全育成事業）の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	420	422	431	440	433
提供量（確保方策）	人	460	480	510	510	510
提供量（実績）	人	366	388	408	382	430

(ウ) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。実績ベースでは、過不足なく提供することができています。新型コロナウイルス感染症の収束後、施設受け入れが再開した令和4年度より利用者が急増しています。

子育て短期支援事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人日	20	20	20	20	20
提供量（確保方策）	人日	20	20	20	20	20
提供量（実績）	人日	0	0	27	30	40

(エ) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。提供量（実績）がニーズ量を大きく上回っています。

地域子育て支援拠点事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	1,630	1,577	1,530	1,495	1,457
提供量（確保方策）	人日	1,630	1,577	1,530	1,495	1,457
提供量（実績）	人日	5,390	4,900	5,464	4,753	

(オ) 幼稚園型の一時預かり事業

幼稚園型の一時預かり事業は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて実施する事業です。令和2年度から令和5年度にかけて、提供量（実績）がニーズ量を大きく上回っています。

幼稚園型の一時預かり事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人日	120	120	120	120	120
提供量（確保方策）	人日	120	120	120	120	120
提供量（実績）	人日	1,660	1,607	2,465	1,267	

(カ) 幼稚園型以外の一時的預かり事業

幼稚園型以外の一時的預かり事業は、保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを主として、昼間に認定こども園やその他の場所で一時的に預かる事業です。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設が受け入れを制限した影響等もあり、令和2年度から令和5年度にかけて、提供量（実績）がニーズ量を大きく下回っています。

幼稚園型以外の一時的預かり事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人日	3,431	3,392	3,355	3,201	3,131
提供量（確保方策）	人日	3,431	3,392	3,355	3,201	3,131
提供量（実績）	人日	518	660	651	345	

(キ) 病児保育事業

病児保育事業は、病気や病後回復期の児童を、就労等の理由により保護者が保育できない際に病院等で子どもを預かる事業です。新型コロナウイルスの感染拡大による利用控えの影響もあり、令和2年度から令和4年度にかけて、提供量（実績）がニーズ量を下回りましたが、令和5年度は、提供量（実績）がニーズ量を上回っています。

病児保育事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人日	512	492	475	460	447
提供量（確保方策）	人日	512	492	475	460	447
提供量（実績）	人日	198	308	262	504	480

(ク) ファミリー・サポート・センター※

ファミリー・サポート・センター※は、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅等で預かる相互援助活動組織です。新型コロナウイルスの感染拡大による利用控えの影響もあり、令和2年度から令和5年度にかけて、提供量（実績）がニーズ量を下回っています。

ファミリー・サポート・センター※の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人日	155	160	165	170	175
提供量（確保方策）	人日	155	160	165	170	175
提供量（実績）	人日	117	88	115	130	198

※就学児童のみ

(ケ) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。ニーズ量の見込みに対して過不足なく提供することができています。

利用者支援事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	箇所	1	1	1	1	1
提供量（実績）	箇所	1	2	2	2	2

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

(コ) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。全国的な少子化の影響もあり、令和2年度から令和5年度にかけて、提供量（実績）がニーズ量を下回っています。

妊婦健康診査の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	400	390	380	370	360
	回数	3,000	2,900	2,800	2,700	2,600
提供量（実績）	人	375	285	192	281	220
	回数	2,867	2,121	2,388	2,093	2,856

(サ) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。全国的な少子化の影響もあり、提供量（実績）が対象児童数（見込み）を下回っています。令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため一部の実施を見合わせ、令和4年度に延期して実施しました。

乳児家庭全戸訪問事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象児童数（見込み）	人	251	253	269	224	217
提供量（実績）	人	233	135	219	190	180

(シ) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業です。対象児童数の見込みに対して実績が大きく上回っています。令和6年度から育児・家事支援は子育て世帯訪問支援事業へ変更となりました。

養育支援訪問事業の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	人	5	5	5	5	5
提供量（実績）	人	26	25	27	26	28

(2) 評価指標による検証

本市では、市民（受益者）目線での子ども・子育て支援施策等の評価を行うことを目的として、子育て支援に関するアンケート調査結果をもとにした評価指標を設定しています。

第2期計画において設定した評価指標の結果について、「子育ての不安や負担を感じないと答えた人の割合」は就学前、小学生ともに増加を目指していましたが、小学生はやや減少しています。

「本市での子育てに満足あるいはどちらかといえば満足と答えた人の割合」は就学前、小学生ともに増加し、目標を達成しており、約 10 年前の平成 25 年の調査時と比較すると、それぞれ2倍以上となっています。

評価指標の達成状況

基本理念	評価指標		【参考】 平成 25 年度 実績値	平成 30 年度 実績値	令和 5 年度 実績値	検証結果
安心して子ども を生み育てられ る加西市づくり	子育ての不安や負担を 感じないと答えた人の 割合	就学前	9.2%	11.2%	10.6%	減少
		小学生	9.9%	8.8%	6.6%	減少
	本市での子育てに満足 あるいはどちらかといえ ば満足と答えた人の割 合	就学前	30.7%	45.4%	69.8%	増加
		小学生	26.0%	42.4%	54.5%	増加

4. 計画策定の経緯

実施	内容
令和6年1月5日(金)～ 1月22日(月) 子ども・子育て支援事業計画策 定にかかるニーズ調査の 実施	調査対象者:市内在住の就学前児童(0～5歳)をもつ保護者、 市内在住の小学生児童(小学1年生～6年生)をも つ保護者 調査方法:WEBによる入力方式 回収率:就学前児童 32.4%、小学生児童 34.9%
令和6年6月17日(月)～ 6月28日(金) 子ども・子育て支援事業に 関する基礎調査	調査対象者:市内の認定こども園・小規模保育施設※等 調査方法:WEBによる入力方式 回収件数:17件
令和6年7月18日(木) 令和6年度第1回 加西市子ども・子育て会議	○第2期計画に関する実績報告について ○第3期計画の骨子案について ○令和6年度認定こども園等の定員及び入所状況について ○地域子育て支援拠点事業について
令和6年10月31日(木) 令和6年度第2回 加西市子ども・子育て会議	○第3期計画の素案について
令和6年11月26日(火)～ 令和6年12月20日(金) パブリックコメント※	○パブリックコメント※の実施
令和7年1月29日(水) 令和6年度第3回 加西市子ども・子育て会議	○パブリックコメント※実施結果の報告 ○計画素案の承認

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

5. 令和 6 年度 加西市子ども・子育て会議委員名簿

区分		氏名	所属及び役職等
1	子どもの保護者	梅野 玲子	保護者代表(市民公募委員)
		久世 志穂	保護者代表(市民公募委員)
2	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	松本 隆	兵庫県保育協会加西支部 (幼保連携型認定こども園とみた事務)
		宮崎 幸子	西播地区私立幼稚園連合会代表 (認定愛の光こども園長)
		山田 薫	公立園代表園長 (北条ならの実こども園長)
		金川 昌代	加西市福祉部健康課長
		阿部 亜希子	加西市福祉部子育て支援課長
		山本 正則	統括学童指導員
3	子ども・子育て支援に関する学識経験者	田中 亨胤	岐阜聖徳学園大学短期大学部教授 兵庫教育大学名誉教授
		中村 一美	兵庫大学短期大学部保育科 講師
		藤田 貴久	姫路日ノ本短期大学幼児教育科 講師
4	その他市長が必要と認める者	清水 雅之	加西市民生委員・児童委員※協議会理事

令和 6 年 7 月 1 日現在

※右上に小さく「※」が書かれた用語は、資料編 71 ページ以降に用語解説を掲載しています。

6. 子ども・子育て会議条例

○加西市子ども・子育て会議条例

平成25年6月24日条例第17号

改正

令和5年3月24日条例第10号

加西市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、加西市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和5年3月24日条例第10号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

7. 用語集

	用語	解説
あ行	青色防犯パトロール	青色回転灯を装備した自動車です自主防犯活動を行うこと。
か行	核家族	夫婦とその未婚の子ども(夫婦のみの世帯及びひとり親世帯を含む)で成り立つ家族のこと。
	寡婦(寡夫)	夫(妻)と死別、もしくは離婚した後に婚姻していない方、または夫(妻)の生死が明らかでない方のこと。
	キャリアパス	今後どのような職務・立場に就くかを考え、昇進・昇格への道や、そのために必要な経験等を見通すこと。
	クラウドファンディング	群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語で、インターネットを通じて不特定多数の人から少額ずつ資金を調達する仕組みのこと。
	誤飲	食物以外の物を誤って口から摂取すること。中毒や事故の原因になることがある。
	合計特殊出生率	出産可能な年齢を15歳から49歳までの女性と規定し、年齢階級ごとの出生率をもとめ、それを足し合わせることで1人の女性が一生に産む子どもの数の平均を示したもの。
	誤嚥	食物などが、なんらかの理由で誤って喉頭と気管に入ってしまうこと。窒息の原因になることがある。
	こども家庭センター	妊産婦、こども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行う。
	こども基本法	こども政策の総合的な推進にむけて、こども施策の基本理念等を示した法律のこと。
	こども未来戦略	こども家庭庁により策定され、令和5年12月に閣議決定された、こども・子育て政策を強化するための戦略のこと。
	こども110番の家	犯罪等の被害にあい、またはあいそうになって助けを求めてきた子どもを保護し、警察への通報等を行う、子どもを守るボランティア活動のこと。
さ行	コミュニティ・スクール	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「学校運営協議会」を設置している学校のこと。
	住民基本台帳	市町村において、氏名・生年月日・性別・住所等が記載された住民票を編成したもので、住民の居住関係の公証、選挙人名簿への登録その他の住民に関する事務処理の基礎となる公簿のこと。
	小規模保育施設	原則として0歳から年度中に3歳になる2歳児までを対象に、利用定員6人以上19人以下の範囲で保育施設等において保育を行う事業所のこと。
	スクールカウンセラー	学校に配置され、児童生徒の生活上の問題及び悩みの相談に応じるとともに、教師及び保護者に対して指導・助言を行う心理職の専門家のこと。
	スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、

		課題解決への対応を図っていく福祉の専門家のこと。
	相対的貧困	ある国や地域社会の平均的な生活水準と比較して、所得が著しく低い状態のこと。具体的には、世帯の所得が、その国の等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値)の中央値の半分に満たない状態をいう。
な行	認可外保育施設	児童福祉法第 35 条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第1項の認可を受けていない保育施設のこと。対象施設は、市町村への届出が義務付けられている。
	ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
	ねひめ	播磨国風土記に記された根日女伝説に登場する女性(根日女)のこと。
は行	パブリックコメント	重要な施策の形成・立案の過程において、広く市民意見を募集する制度のこと。市民の市政への参加機会を拡大させるとともに、市民に対する説明責任を果たすことにより、市民との相互信頼に基づく、透明で開かれた市政の推進に資することを目的とする。
	ファミリー・サポート・センター	子どもの送迎や預かり等、子育ての「援助を受けたい人(依頼会員)」と「援助を行いたい人(提供会員)」が会員となり、地域で相互援助活動(有償)を行う事業のこと。市区町村が設置し、市区町村又は市区町村の委託を受けた法人が運営する。
	不登校	心理的、情緒的、身体的又は社会的要因等により、登校しない、又はしたくてもできない状態。文部科学省の調査では、年間 30 日以上欠席した児童生徒のうち、病気又は経済的な理由による者を除いたものを「不登校児童生徒」と定義している。
ま行	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、社会福祉協議会、地域の関係機関・団体、ボランティア等と協力して、地域福祉のネットワークづくりを担う人物のこと。
や行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、関係組織等により構成される機関のこと。
ら行	療育	障がいのある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障がいの特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助のこと。
	労働力率	15 歳以上の人口に占める労働力人口の割合のこと。(労働力人口は就業者と完全失業者を合わせた人数のこと)
わ行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。働く全ての人々が、仕事と育児、介護、趣味、学習、休養又は地域活動といった仕事以外の生活との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第3期加西市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

編集・発行：加西市 教育委員会 こども未来課

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地

TEL:0790-42-8726 FAX:0790-42-8731